

(改正前)

平成26年(2014年)2月14日
第1回総務企画専門委員会決定

第79回国民体育大会 競技施設基準 (暫定版)



第79回国民体育大会
滋賀県開催準備委員会

(改正後)

平成 26 年 (2014 年) 2 月 14 日
第 1 回 総務 企画 専門 委員会 決定

第 79 回 国民 体育 大会 競技 施設 基準



第 79 回 国民 体育 大会
滋賀 県 開催 準備 委員会

(改正前)

第79回国民体育大会競技施設基準について

第79回国民体育大会の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

※平成26年（2014年）2月14日より適用する。

《 競技施設基準の見方 》

○「基準」および「摘要」欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。

○「基準の主な内容」欄

競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。

○「配慮すべき事項」欄

各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。

○「先催県の事例」欄

先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

(改正後)

第79回国民体育大会競技施設基準について

第79回国民体育大会の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

※平成26年（2014年）2月14日より適用する。

※平成30年（2018年）4月16日より適用する。

《 競技施設基準の見方 》

○「基準」および「摘要」欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。

○「基準の主な内容」欄

競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。

○「配慮すべき事項」欄

各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。

○「先催県の事例」欄

先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

(改正前)

	目	次	(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボート	6
6	ホッケー	7
7	ボクシング	8
8	バレーボール	9
9	体操	10
10	バスケットボール	11
11	レスリング	12
12	セーリング	13
13	ウエイトリフティング	14
14	ハンドボール	15
15	自転車	16
16	ソフトテニス	17
17	卓球	18
18	軟式野球	19
19	相撲	20
20	馬術	21
21	フェンシング	22
22	柔道	23
23	ソフトボール	24
24	バドミントン	25
25	弓道	26
26	ライフル射撃	27
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	30
29	山岳	31
30	カヌー	33
31	アーチェリー	35
32	空手道	36
33	銃剣道	37
34	クレー射撃	38
35	なぎなた	40
36	ボウリング	41
37	ゴルフ	42
38	トライアスロン	43
39	高等学校野球	44

(改正後)

	目	次	(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボート	6
6	ホッケー	7
7	ボクシング	8
8	バレーボール	9
9	体操	10
10	バスケットボール	11
11	レスリング	12
12	セーリング	13
13	ウエイトリフティング	14
14	ハンドボール	15
15	自転車	16
16	ソフトテニス	17
17	卓球	18
18	軟式野球	19
19	相撲	20
20	馬術	21
21	フェンシング	22
22	柔道	23
23	ソフトボール	24
24	バドミントン	25
25	弓道	26
26	ライフル射撃	27
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	30
29	スポーツクライミング	31
30	カヌー	33
31	アーチェリー	35
32	空手道	36
33	銃剣道	37
<u>34</u>	なぎなた	38
<u>35</u>	ボウリング	39
<u>36</u>	ゴルフ	40
<u>37</u>	トライアスロン	41
<u>38</u>	高等学校野球	42

(改正前)

競技名	水泳競技(その1)	競技番号	2
基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、シンクロナイズドスイミング用 プール 1(飛込用として10mの固定 台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった 会場であることが望ましい

基準の主な内容

競技プールは次のとおりとする

1 競泳用プール【公称50m国内基準競泳プール】

- ①長さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合)
- ②幅 17.90m以上
- ③水深 1.35m以上
- ④コース数・コース幅 7コース以上、コース幅は1コース2.50m
- ⑤プール両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上
- ⑥自動審判計時装置 A級またはAA級を常設しなければならない。
- ⑦練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、設置できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これにかえることができる。

2 飛込用プール【国内基準飛び込みプール】

- ①飛板 1m及び3m 各2基
- ②飛込台 5m、7.5m、10m 各1基
- ③水深 10m飛込台の基線上の水深4.50m
- ④プールの方向 屋外プールの場合にあつては、飛板及び飛込台は北向きに設置されることが望ましい。
- ⑤波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面攪拌装置を設置しなければならない。
- ⑥練習施設 1m飛板…競技用とは別に2基
飛込練習台…飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基

3 シンクロナイズドスイミング用プール【国内基準シンクロナイズドスイミング競技プール】

(1)フィギュアゾーン

- ①競技区域 10.0m×3.0mの長方形の区域を2カ所設けなければならない。
- ②水深 ゾーンのうち、一方は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上でなければならない。
- ③設置要領等 ※【図1】に示す。

(2)ルーティンゾーン

- ①競技区域 最低12.0m×25.0mの長方形区域を1カ所設ける。
(一辺12.0mの正方形区域含)
- ②水深 2.0m以上。ただし、一辺12.0mの正方形の区域の水深は3.0m以上とする。
- ③設置要領等 ※【図2】に示す。
フィギュアゾーンは、ルーティンゾーン内に設けることができる。

(3)その他

○プールの水は水底まではっきり見えるよう透明でなければならない

4 水球用プール【国内基準公認水球プール】

- ①競技使用水面(男子水球) 長辺(ゴールライン間)30.0m 短辺20.0m
- ②水深 2.00m以上とする
- ③バウンダリーライン バウンダリーラインは、ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。
- ④ゴールライン 各ゴールラインとプール壁との距離は、1.66m以上とする
- ⑤設置要領 ※【図3】に示す。
〔(公財)日本水泳連盟プール公認規則から抜粋 2010.4.1施行〕

※第6章補則 第126条③

旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、当分の間、当該プールの公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与えるものとする。

(改正後)

競技名	水泳競技(その1)	競技番号	2
基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、 <u>アーティスティックスイミング</u> 用 プール 1(飛込用として10mの固定 台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった 会場であることが望ましい

基準の主な内容	
競技プールは次のとおりとする	
1 競泳用プール【公称50m国内基準競泳プール・国内一般プールAA】	
①長さ	50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合)
②幅	25.0m以上
③水深	2.0m以上が望ましい
④コース数・コース幅	コース幅は1コース2.50mで、10レーン以上が望ましい
⑤プール両端の余裕	0.20m以上で休息だなの幅以上
⑥自動審判計時装置	A級またはAA級を常設しなければならない。
⑦練習施設	事情の許す限り50mプールを併設することとし、設置できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これにかえることができる。
2 飛込用プール【国内基準飛び込みプール】	
①飛板	1m及び3m 各2基
②飛込台	5m、7.5m、10m 各1基
③水深	10m飛込台の基線上の水深4.50m
④プールの方向	屋外プールの場合にあつては、飛板及び飛込台は北向きに設置されることが望ましい。
⑤波立て装置	競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面攪拌装置を設置しなければならない。
⑥練習施設	1m飛板…競技用とは別に2基 飛込練習台…飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基
3 <u>アーティスティックスイミング</u> 用プール【国内基準 <u>アーティスティックスイミング</u> 競技プール】	
(1)フィギュアゾーン	
①競技区域	10.0m×3.0mの長方形の区域を2カ所設けなければならない。
②水深	ゾーンのうち、一方は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上でなければならない。
③設置要領等	※【図1】に示す。
(2)ルーティンゾーン	
①競技区域	最低12.0m×25.0mの長方形区域を1カ所設ける。 (一辺12.0mの正方形区域含)
②水深	2.0m以上。ただし、一辺12.0mの正方形の区域の水深は3.0m以上とする。
③設置要領等	※【図2】に示す。 フィギュアゾーンは、ルーティンゾーン内に設けることができる。
(3)その他	○プールの水は水底まではっきり見えるよう透明でなければならない
4 水球用プール【国内基準公認水球プール】	
①競技使用水面(男子水球)	長辺(ゴールライン間)30.0m 短辺20.0m
②水深	2.00m以上とする
③バウンダリーライン	バウンダリーラインは、ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。
④ゴールライン	各ゴールラインとプール壁との距離は、1.66m以上とする
⑤設置要領	※【図3】に示す。 〔(公財)日本水泳連盟プール公認規則から抜粋 2010.4.1施行〕
※第6章補則 第126条③	旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、当分の間、当該プールの公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与えるものとする。

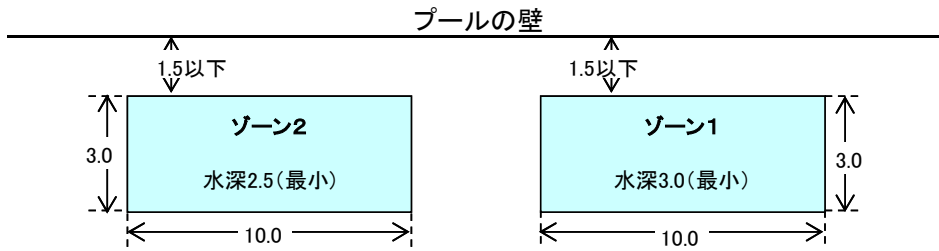
(改正前)

競技名 水泳競技(その2)

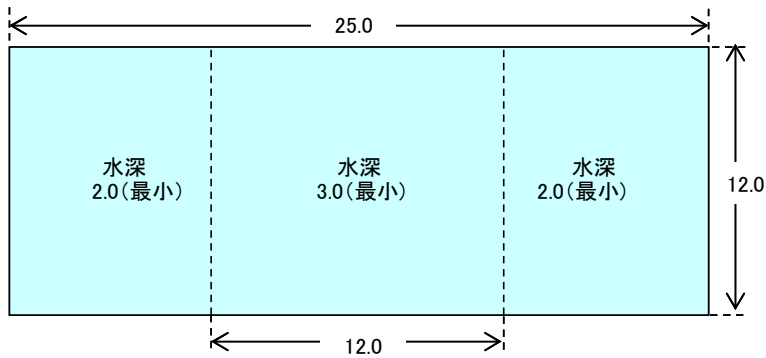
競技番号 2

基準の主な内容

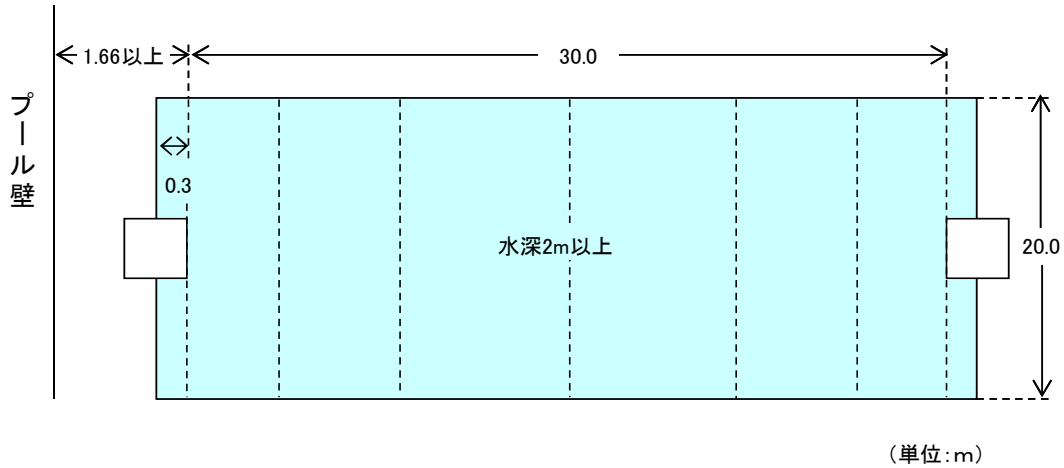
○【図 1】 シンクロナイズドスイミング《フィギアゾーン》



○【図 2】 シンクロナイズドスイミング《ルーティンゾーン》



○【図 3】 水球用プール



〔(公財)日本水泳連盟プール公認規則から抜粋 2010.4.1施行〕

(配慮すべき事項)

○ビデオ判定装置の設置が望ましい。

(先催県の事例)

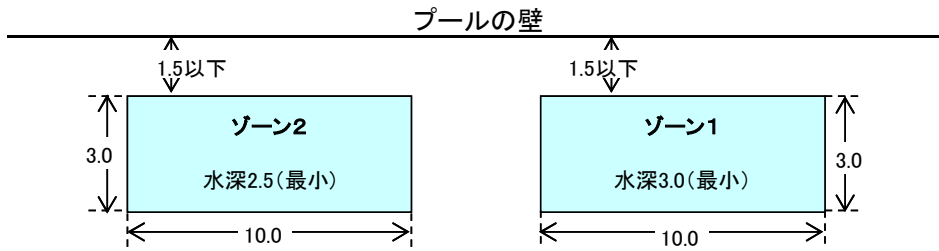
(改正後)

競技名 水泳競技(その2)

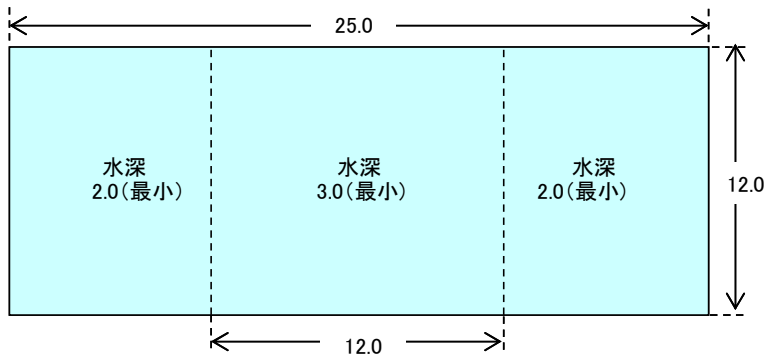
競技番号 2

基準の主な内容

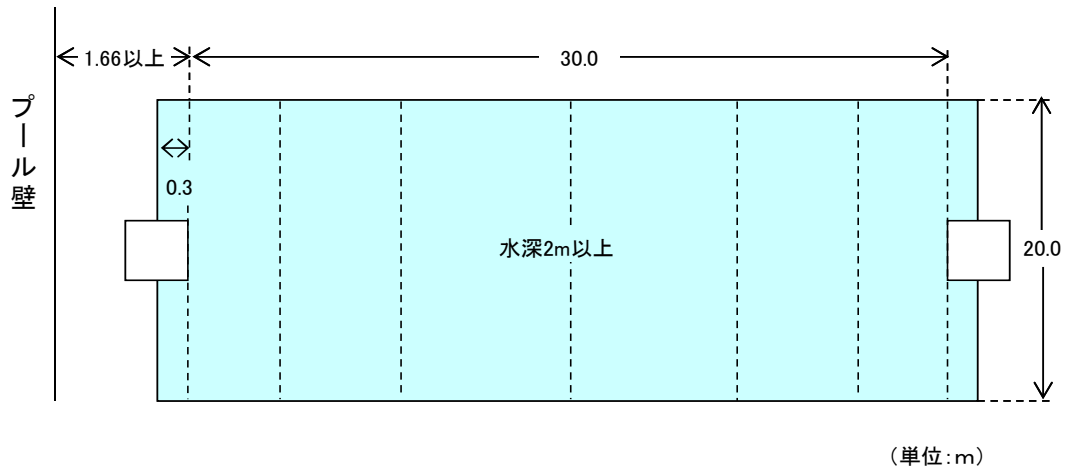
○【図 1】 アーティスティックスイミング 《フィギアゾーン》



○【図 2】 アーティスティックスイミング 《ルーティンゾーン》



○【図 3】 水球用プール



〔「(公財)日本水泳連盟プール公認規則(2014.4.1施行)」および「公認プール施設要領(2014.4.1施行)」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○ビデオ判定装置の設置が望ましい。

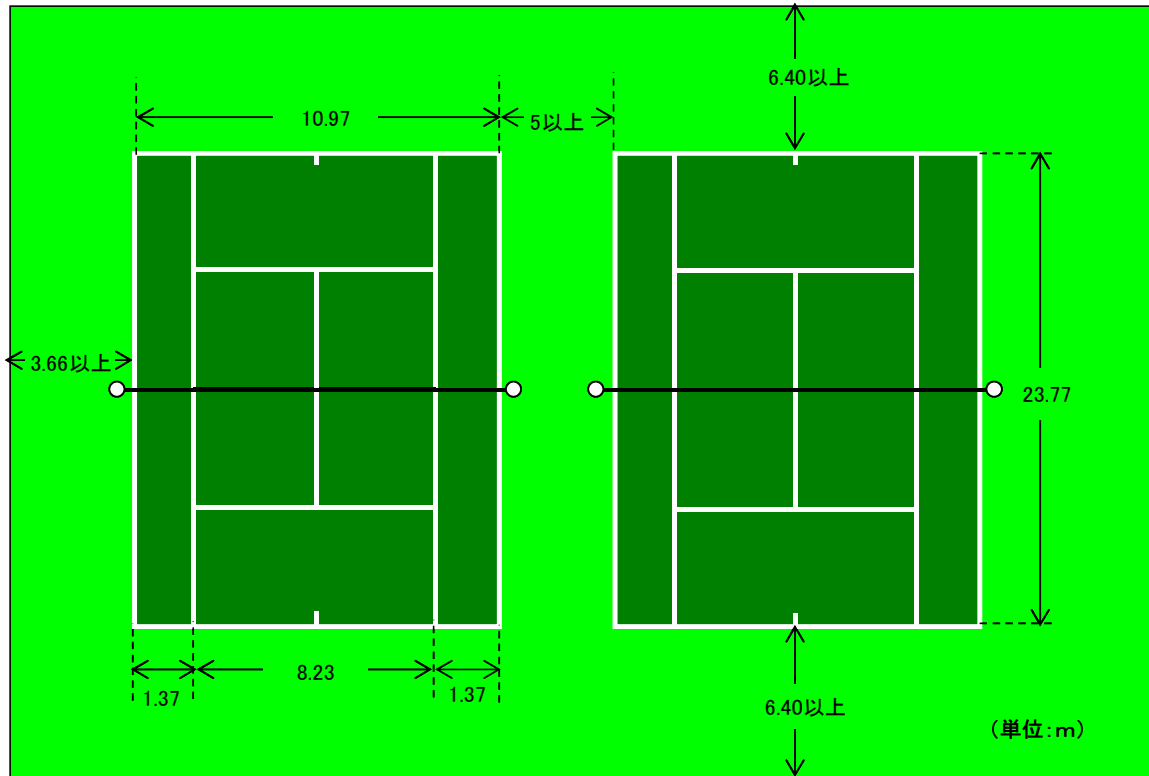
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	テニス	競技番号	4
基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。

基準の主な内容

コートは次のとおりとする。



- 配置：メインコートは最低4面とするが、他は1ブロックあたり2面以上のものに分散してもよい。
但し、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
(テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。)
- コートサーフェス：全天候型が望ましいが、既設のものを使用する場合はクレイコート等でもよい。
クレイコート等の場合はコート間に散水設備を設ける。
- コート照明：全テニスコート対象に設置する。ただし止むを得ない事情のある場合は、メインコートのみでもよい。コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

〔(公財)日本テニス協会「国体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートの方位は南北5°に設計することが望ましい。
- 会場地は、競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、2会場地とする。
(1会場地で2種別を実施)
- 競技運営上、同一会場内に、規定のコート12面以上が確保できる。
- 荒天時の対策として2~4面の屋根付きコートを設置することが望ましい。

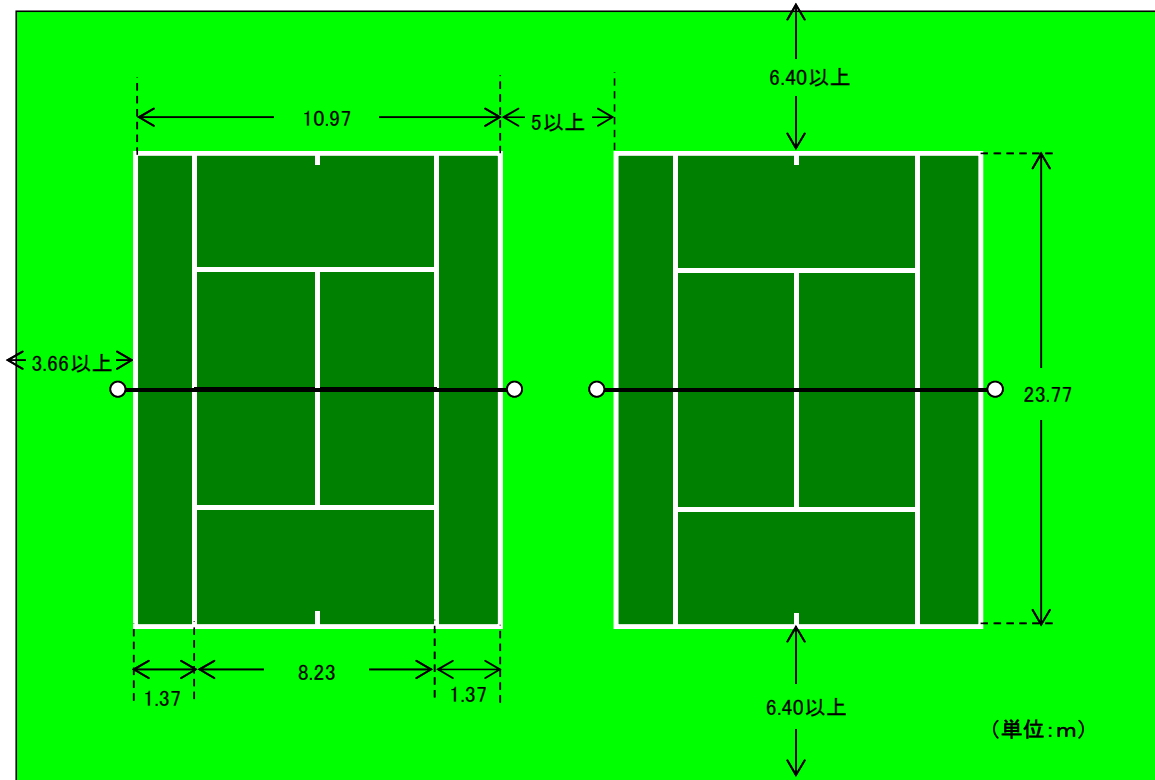
(先催県の事例)

(改正後)

競技名	テニス	競技番号	4
基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。

基準の主な内容

コートは次のとおりとする。



- 配置：コートは各ブロック2～4面が望ましい。
なお、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
(テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。)
- コートサーフェス：全天候型が望ましい。
なお、少年種目会場のサーフェスはハードコートを推奨する。
- コート照明：全テニスコート対象に設置する。ただし止むを得ない事情のある場合は、最低4～8面でもよい。コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

〔(公財)日本テニス協会「国体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートの方位は南北5°に設計することが望ましい。
- 会場地は、競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、2会場地とする。
(1会場地で2種別を実施)
- 競技運営上、同一会場内に、規定のコート12面以上が確保できる。
- 荒天時の対策として3～4面の屋根付きコートを設置することが望ましい。

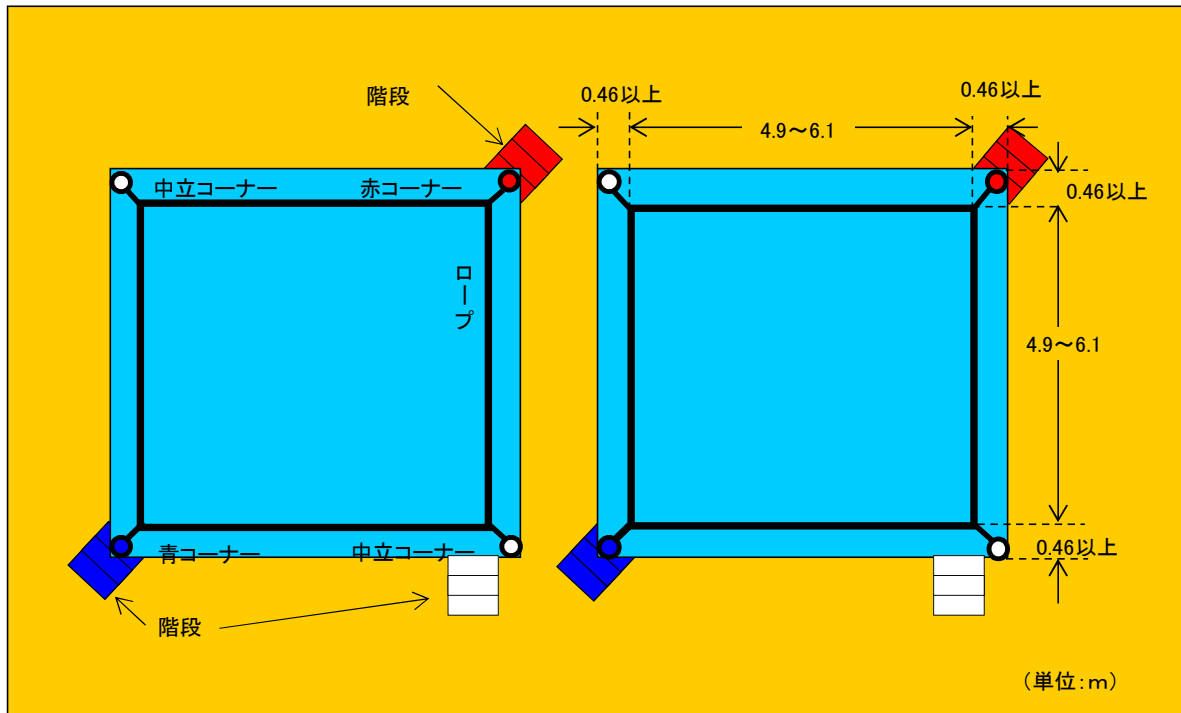
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	ボクシング	競技番号	7
基準	規定のリング2面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グロービング室、選手練習場などの付帯施設	摘要	

基準の主な内容

リングは次のとおりとする。



○リングの広さはロープ内が4.9m以上6.1m以下の正方形で、ロープの外側は、少なくとも46cm以上なければならない。床の高さは91cm以上、122cm以下を原則とする。

○床は水平で厚さ1.3cmから1.9cmのフェルト又は同じ程度の柔軟なものを敷き、キャンパスで全床を覆う。

○リングロープは、3本又は4本とする。3本の場合は床から40cm、80cm、130cmの高さに、4本の場合は、床から40cm、70cm、100cm、130cmの高さに、太さ3cmから5cmのロープを四隅の柱から強く張ってかこむ。

○ロープの角にはパッドをあてがい、3cmから4cm幅のキャンパス布2本でロープを等間隔につなぐ。

○リングに3台の階段を備える。2台は選手とセカンドが使用するために赤と青のコーナーに、また1台はレフリーと医師が使用するために中立コーナーに備える。

〔(一社)日本アマチュア・ボクシング連盟「日本アマチュア・ボクシング競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○リングの照度は1,600ルクス以上が望ましい(照明は仮設で可)。

(先催県の事例)

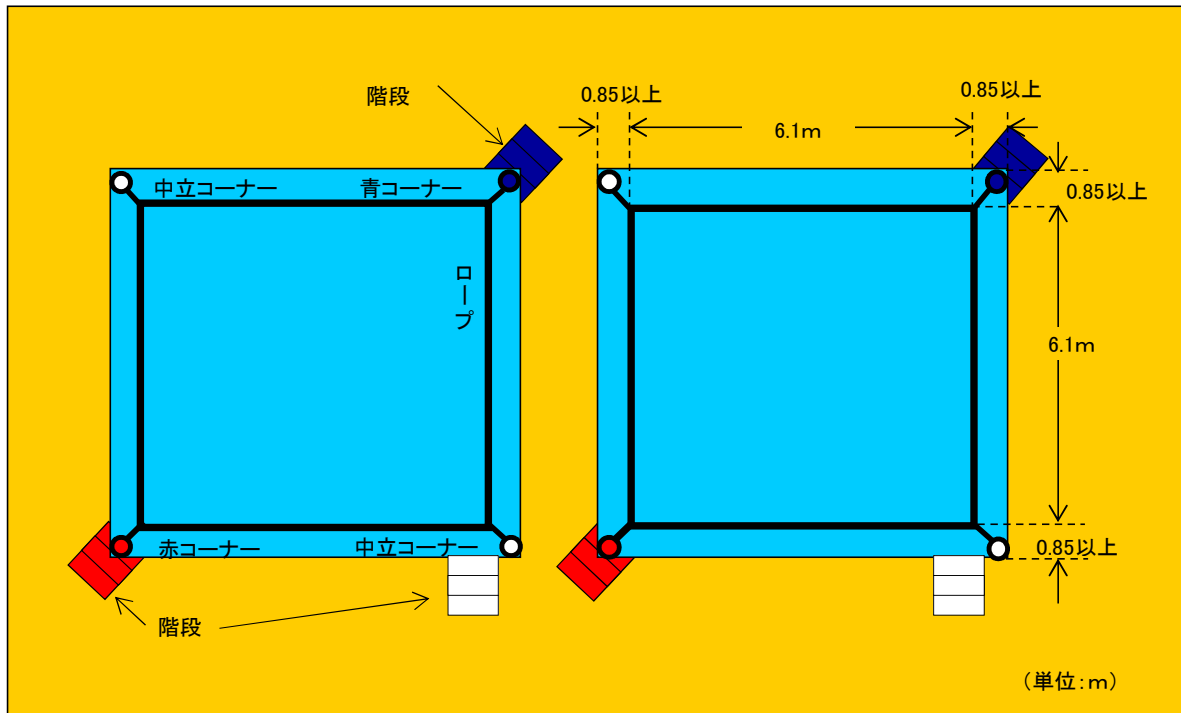
○床面積縦40m以上×横35m以上⇒床面積縦36m×横30m

(改正後)

競技名	ボクシング	競技番号	7
基準	規定のリング2面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グローブ室、選手練習場などの付帯施設	摘要	

基準の主な内容

リングは次のとおりとする。



○リングの広さはロープ内が6.1mの正方形で、ロープの外側は、少なくとも85cm以上なければならない。床の高さは100cmとする。

○床は水平で厚さ1.5cmから2.0cmのフェルト又は同じ程度の柔軟なものを敷き、キャンパスで全床を覆う。

○リングロープは4本とする。4本のロープの位置は、床から40cm、70cm、100cm、130cmの高さに、カバーを除いて、太さ4cmのロープを四隅の柱から強く張ってかこむ。

○ロープの角にはパッドをあてがい、3cmから4cm幅のキャンパス布2本でロープを等間隔につなぐ。

○リングに3台の階段を備える。2台は選手とセカンドが使用するために赤と青のコーナーに、また1台はレフリーと医師が使用するために中立コーナーに備える。

〔(一社)日本アマチュア・ボクシング連盟「日本アマチュア・ボクシング競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○リングの照度は1,600ルクス以上が望ましい(照明は仮設で可)。

(先催県の事例)

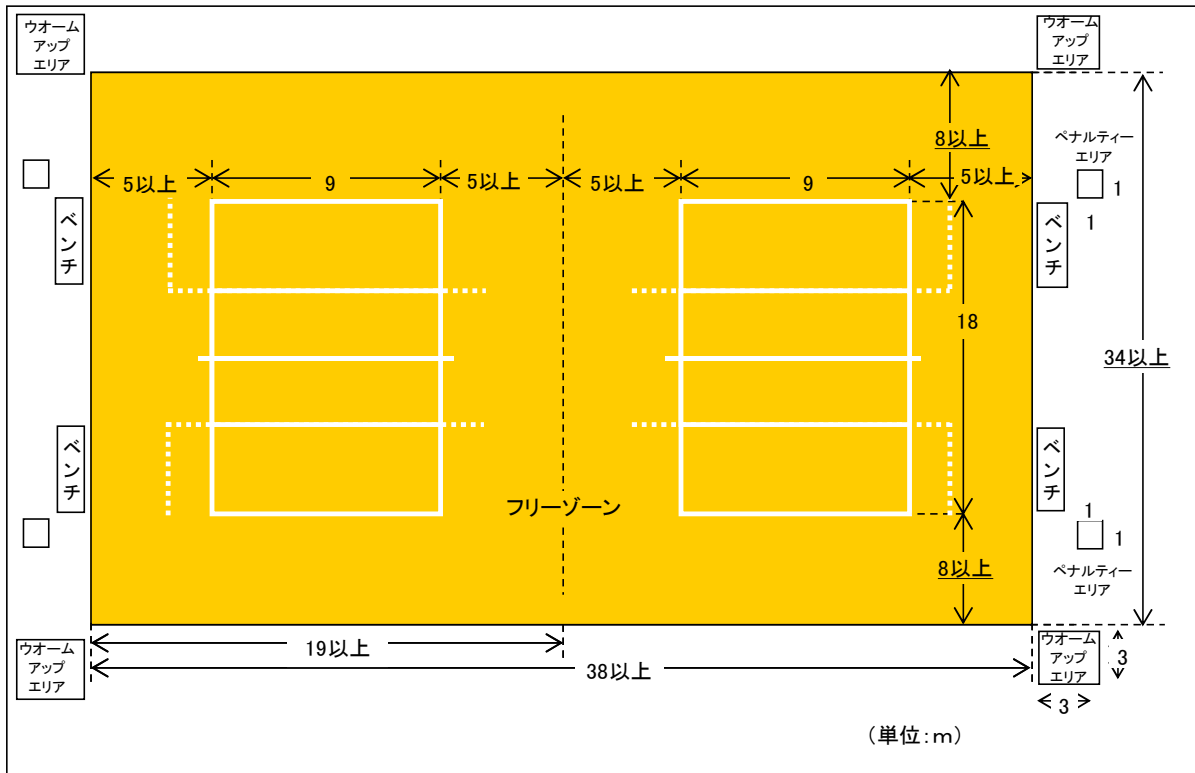
○床面積縦40m以上×横35m以上⇒床面積縦36m×横30m

(改正前)

競技名	バレーボール	競技番号	8
基準	規定の屋内コート8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

基準の主な内容

コートは次のとおりとする。



- (公財)日本バレーボール協会主催の競技会では、フリー・ゾーンは最小限サイド・ラインから5m、エンド・ラインから8mなければならない。
- 支柱はサイド・ラインの外側から1mの位置に設置される。
- 自由競技空間(競技場の上方に障害物が一切ない空間)は、競技場の表面から12.5m以上なければならない。
- 競技場の明るさは競技場の表面から1mの高さで、1,000~1,500ルクスでなければならない。
- 3×3mの大きさのウオーム・アップ・エリアがフリー・ゾーン外側の両方のベンチ側のコーナーに設けられる。
- ペナルティー・エリアは1×1mの大きさで、それぞれのエンド・ライン延長線の外側のコントロール・エリア内に設けられ、2つの椅子が置かれる。
- アタック・ラインは、サイド・ラインから20cm間隔で、幅5cm、長さ15cmの5本の破線により、全長1.75mにわたって延長される。
- コーチ・レストリクション・ライン(アタック・ラインの延長線1.75mの位置からエンド・ラインの延長線まで、サイド・ラインと平行に引かれた破線)は、監督が指示できるエリアを区画するもので、20cm間隔で長さ15cmの破線で引かれる。

〔(公財)日本バレーボール協会競技規則から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技運営上、同一競技会場内に2面以上とれる。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
- 競技会場に隣接又は近接する練習会場が、次のとおり確保できる。
成年男子(4面以上)、成年女子(4面以上)、少年男子(6面以上)、少年女子(6面以上)

(先催県の事例)

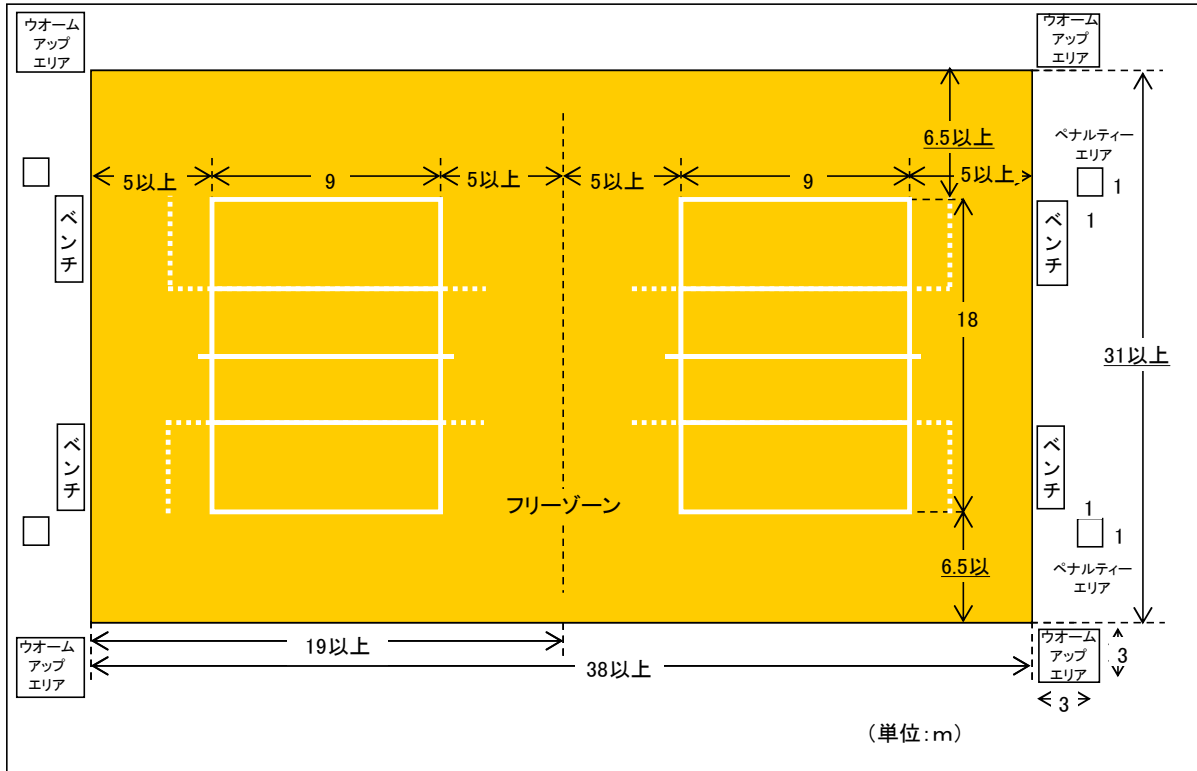
- エンドラインから8m以上、サイドラインから5m以上⇒不足エリアに安全対策として防御ラバー設置

(改正後)

競技名	バレーボール	競技番号	8
基準	規定の屋内コート8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

基準の主な内容

コートは次のとおりとする。



- (公財)日本バレーボール協会主催の競技会では、フリー・ゾーンは最小限サイド・ラインから5m、エンド・ラインから6.5mなければならない。
- 支柱はサイド・ラインの外側から1mの位置に設置される。
- 自由競技空間(競技場の上方に障害物が一切ない空間)は、競技場の表面から12.5m以上なければならない。
- 競技場の明るさは競技場の表面から1mの高さで、1,000~1,500ルクスでなければならない。
- 3×3mの大きさのウオーム・アップ・エリアがフリー・ゾーン外側の両方のベンチ側のコーナーに設けられる。
- ペナルティー・エリアは1×1mの大きさで、それぞれのエンド・ライン延長線の外側のコントロール・エリア内に設けられ、2つの椅子が置かれる。
- アタック・ラインは、サイド・ラインから20cm間隔で、幅5cm、長さ15cmの5本の破線により、全長1.75mにわたって延長される。
- コーチ・レストリクション・ライン(アタック・ラインの延長線1.75mの位置からエンド・ラインの延長線まで、サイド・ラインと平行に引かれた破線)は、監督が指示できるエリアを区画するもので、20cm間隔で長さ15cmの破線で引かれる。

〔(公財)日本バレーボール協会競技規則から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技運営上、同一競技会場内に2面以上とれる。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
- 競技会場に隣接又は近接する練習会場が、次のとおり確保できる。
成年男子(4面以上)、成年女子(4面以上)、少年男子(6面以上)、少年女子(6面以上)

(先催県の事例)

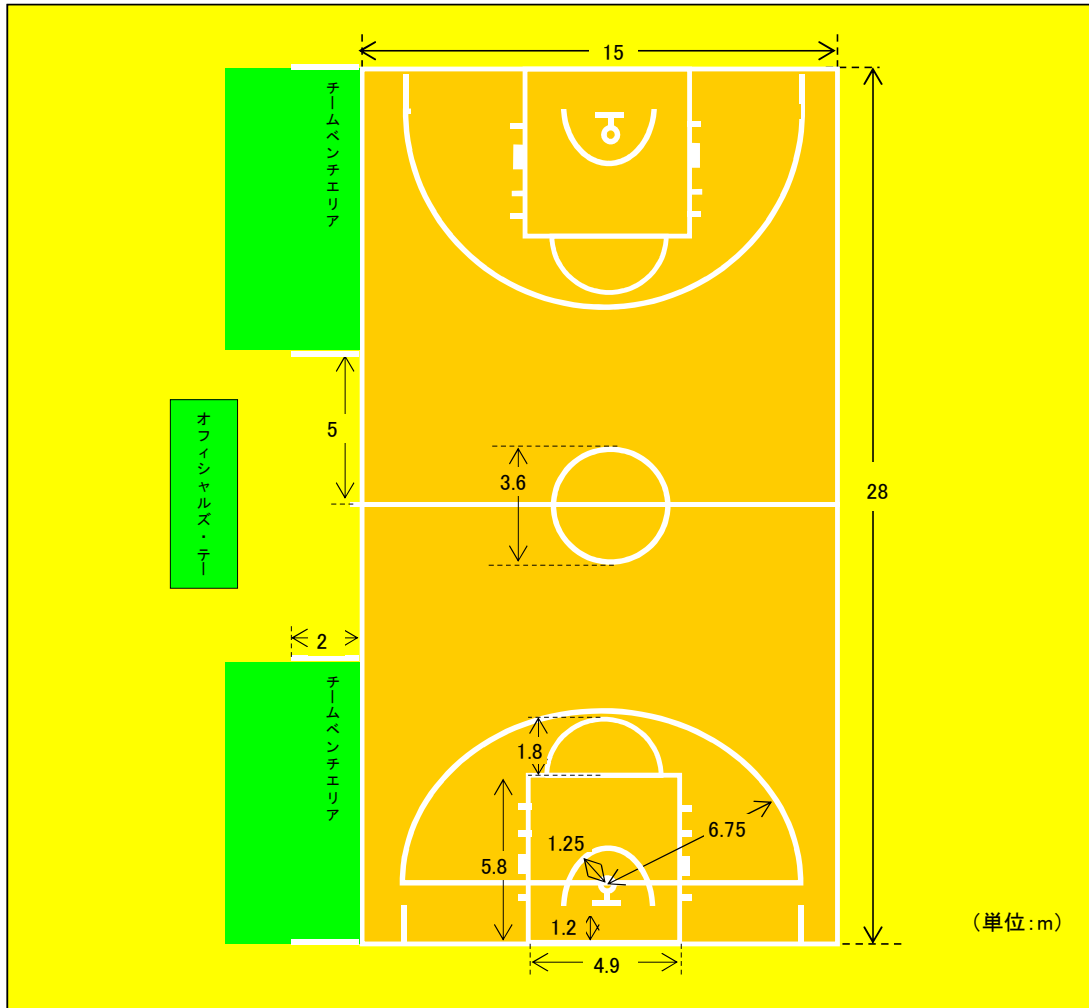
- エンドラインから6.5m以上、サイドラインから5m以上⇒不足エリアに安全対策として防御ラバー設置

(改正前)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

コートは次のとおりとする。



○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。
〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするために、また、プレーに障害のないようにコートの境界線から障害物までは5m以上が望ましい。
- コートの間隔は、7m以上が望ましい。
- 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とし、コートの競技者が直接日光が当たらないよう採光することが望ましい。
- 競技会場は、運営上、隣接する最大4会場とし、成年男子、成年女子・少年女子、少年男子を単位とする。また、各種別において次の面数を確保できる。
成年男子(4面以上)、成年女子・少年女子・少年男子(2面以上)
- 練習会場は、競技会場に隣接又は近接するものとし、次の面数が確保できる。
成年男子(8面以上)、成年女子・少年女子・少年男子(2面以上)

(先催県の事例)

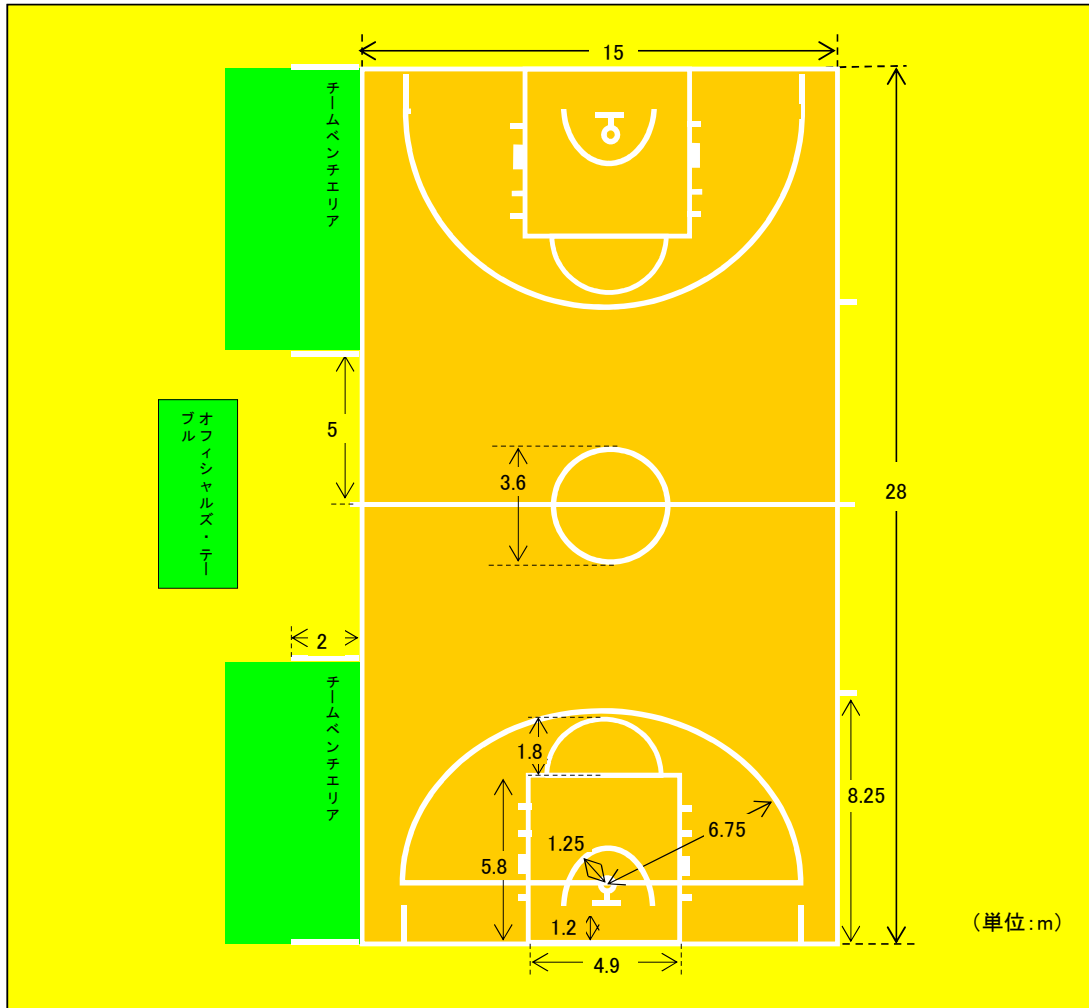
- 規定のコート10面⇒規定のコート7面で実施

(改正前)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

コートは次のとおりとする。



○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。
〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするために、また、プレーに障害のないようにコートの境界線から障害物までは5m以上が望ましい。
- コートの間隔は、7m以上が望ましい。
- 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とし、コートの競技者が直接日光が当たらないよう採光することが望ましい。
- 競技会場は、運営上、隣接する最大4会場とし、成年男子、成年女子・少年女子、少年男子を単位とする。

(先催県の事例)

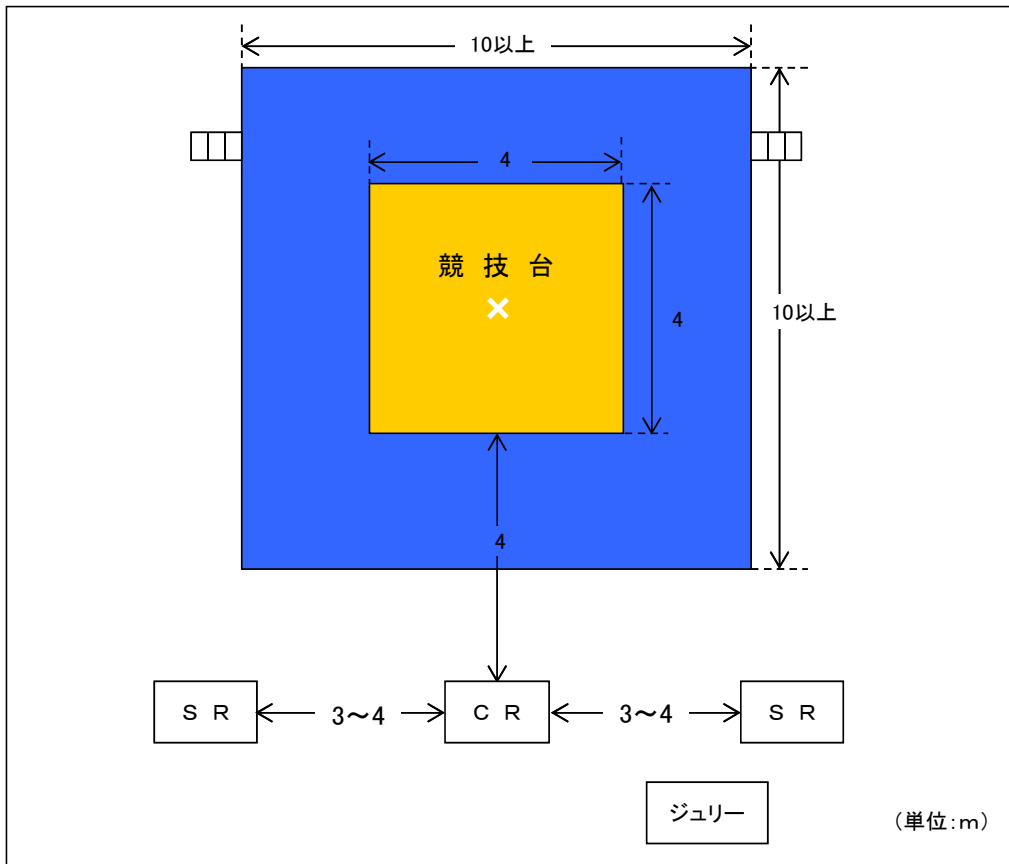
- 規定のコート10面⇒規定のコート7面で実施

(改正前)

競技名	ウェイトリフティング	競技番号	13
基準	<p>・競技会場は下記のいずれかとする。</p> <p>①規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設1</p> <p>②規定のプラットフォーム2面を設置することができる施設1</p> <p>③規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設2</p> <p>・ウォーミングアップ場を各施設に1(8セット以上のバーベルとプラットフォーム)</p> <p>・練習会場1(10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム)</p>	摘要	

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



- 会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。
- 会場の内外に練習場を設けなければならない。
- ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面から競技台表面までの高さは最大1mとする。
- 競技台は、厚さ5cm～15cm、広さ4m×4mの木材、プラスチック又は滑らない物質で覆われた平面競技台で、周囲の色と同一の場合は、最低15cm幅の色で縁どりしなければならない。
- 練習場には、場内放送のスピーカーおよび副記録掲示板を設け、ウォームアップ中の選手が競技の進行をたやすく知ることができるようにする。なお、テレビモニターを設置することが望ましい。
- 練習場の必要面数は、選手約6名～8名につき1面の割とする。

〔(一社)日本ウェイトリフティング協会「競技規則」及び「競技運営要領」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

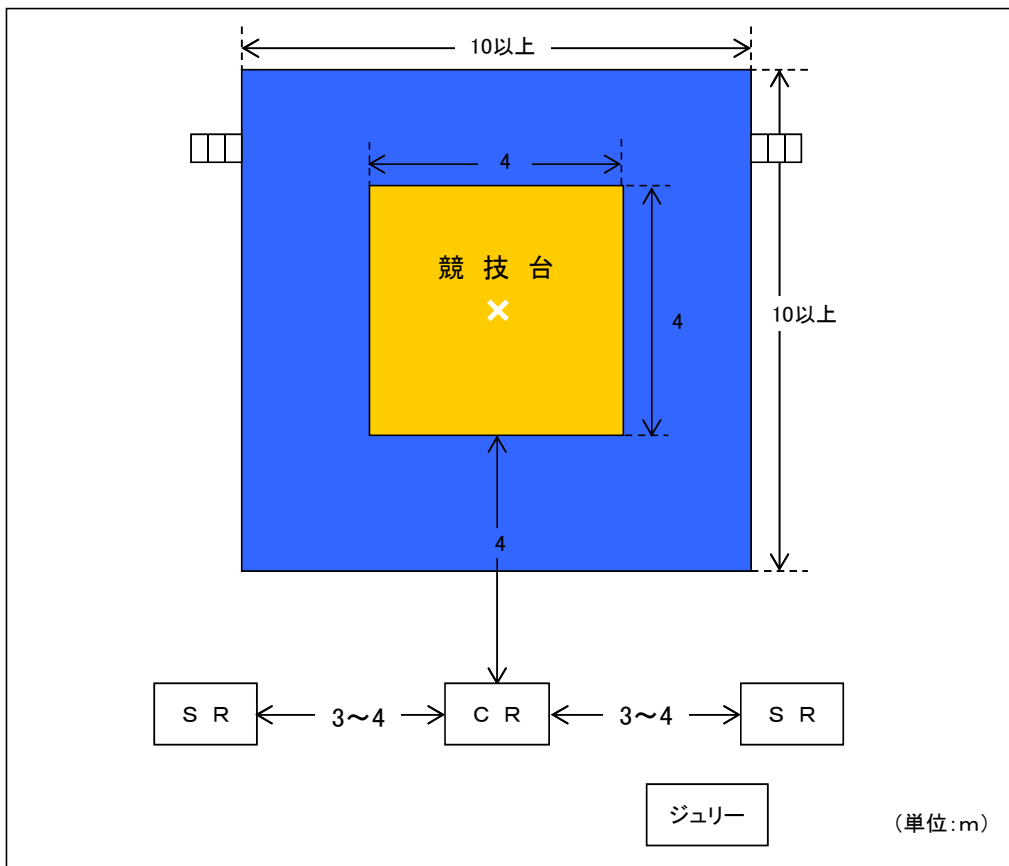
(先催県の事例)

(改正後)

競技名	ウェイトリフティング	競技番号	13
基準	<p>・競技会場は下記のいずれかとする。</p> <p>①規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設1</p> <p>②規定のプラットフォーム2面を設置することができる施設1</p> <p>③規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設2</p> <p>・ウォーミングアップ場を各施設に1(8セット以上のバーベルとプラットフォーム)</p> <p>・練習会場1(10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム)</p>	摘要	<p>③の場合は両施設が近接していることが望ましい。</p> <p>競技日程は、競技会場が①の場合は5日間、②あるいは③の場合は3日間とする。</p>

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



- 会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。
- 会場の内外に練習場を設けなければならない。
- ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面から競技台表面までの高さは最大1mとする。
- 競技台は、厚さ5cm～15cm、広さ4m×4mの木材、プラスチック又は滑らない物質で覆われた平面競技台で、周囲の色と同一の場合は、最低15cm幅の色で縁どりしなければならない。
- 練習場には、場内放送のスピーカーおよび副記録掲示板を設け、ウォームアップ中の選手が競技の進行をたやすく知ることができるようにする。なお、テレビモニターを設置することが望ましい。
- 練習場の必要面数は、選手約6名～8名につき1面の割とする。

〔(一社)日本ウェイトリフティング協会「競技規則」及び「競技運営要領」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

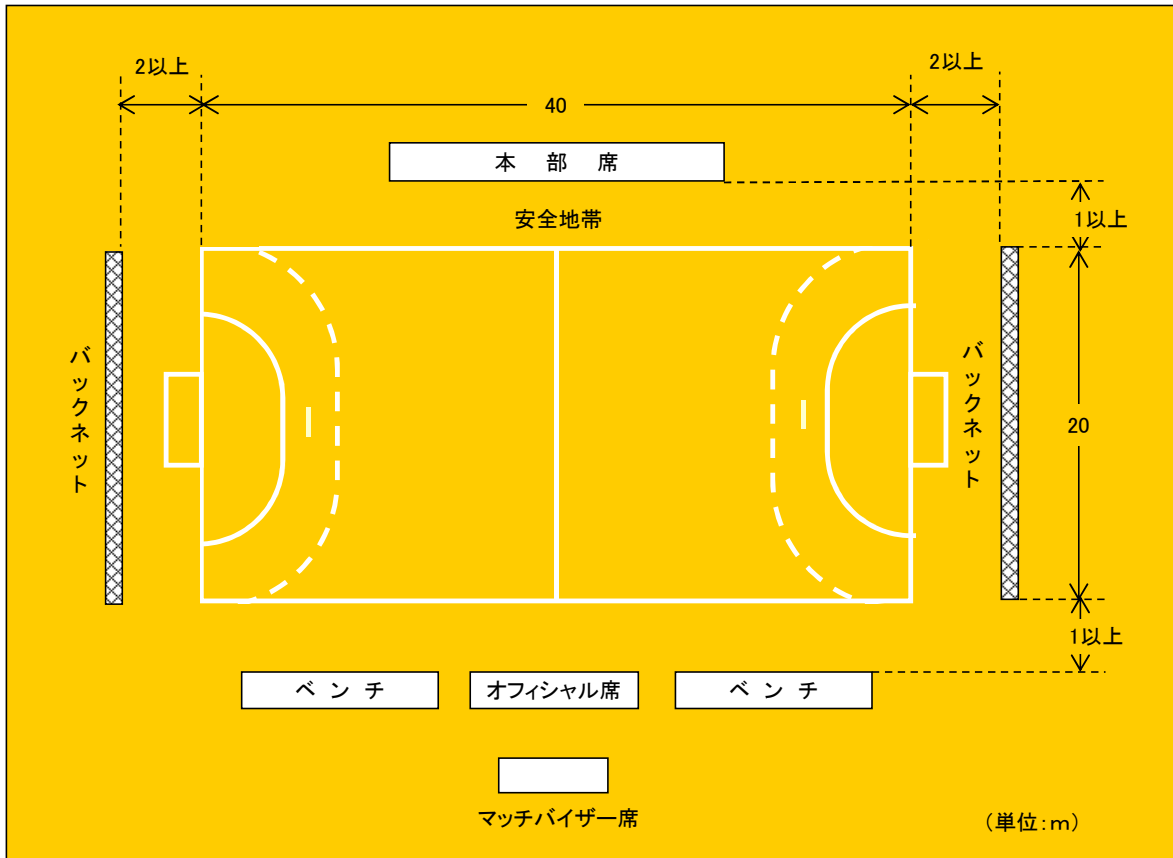
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、アウターゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。

〔(公財)日本ハンドボール協会「競技規則」及び「マッチバイザーの任務に関するガイドライン」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 屋内競技場の照度は、800ルクス以上が望ましい。
- サイドラインに沿って2m、アウターゴールラインに沿って3~5mの安全地帯を設けることが望ましい。
- 競技場を2面並列する場合は、コート間の距離は7m以上離すことが望ましい。
- 練習会場については、1会場地の場合は10面以上、2会場地の場合は各種別3面以上を確保できることが望ましい。

(先催県の事例)

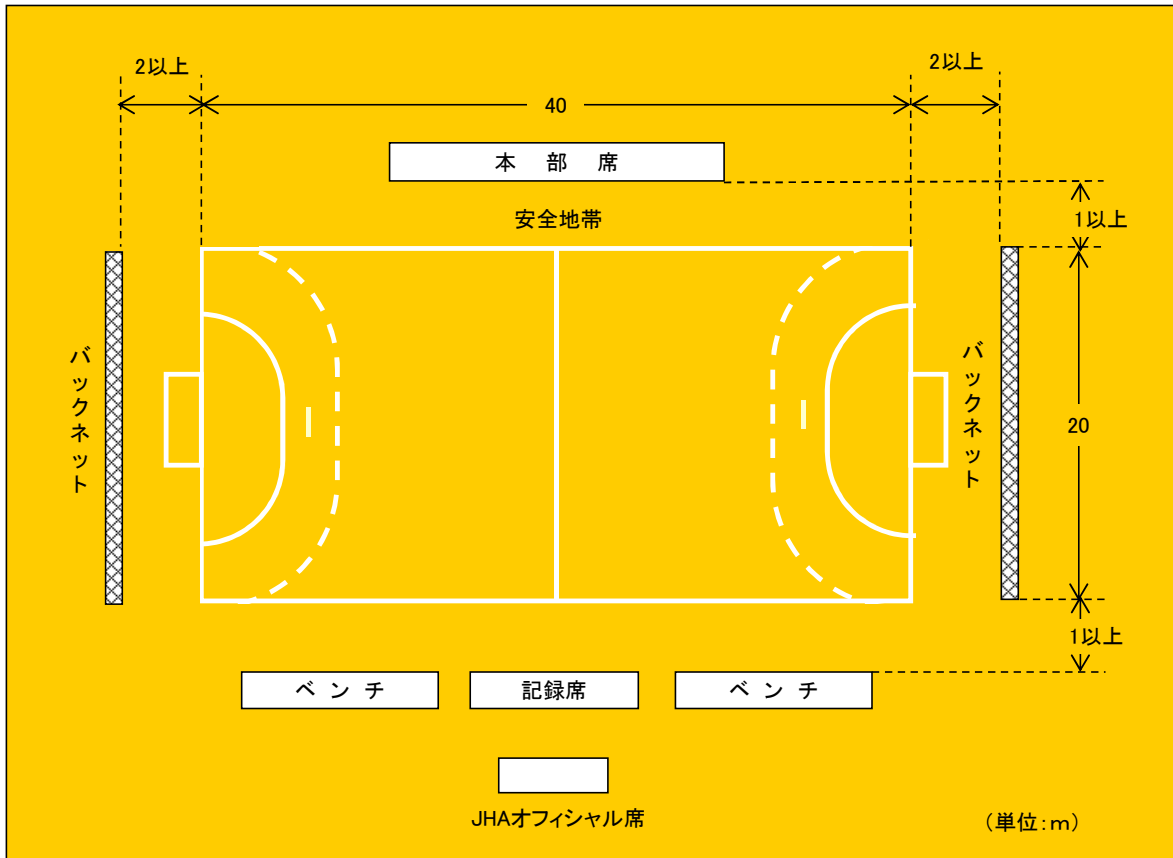
- 屋内競技場6面→屋内競技場5面

(改正後)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、アウターゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。

〔(公財)日本ハンドボール協会「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 屋内競技場の照度は、800ルクス以上が望ましい。
- サイドラインに沿って2m、アウターゴールラインに沿って3～5mの安全地帯を設けることが望ましい。
- 競技場を2面並列する場合は、コート間の距離は7m以上離すことが望ましい。
- 練習会場については、1会場地の場合は10面以上、2会場地の場合は各種別3面以上を確保できることが望ましい。

(先催県の事例)

- 屋内競技場6面→屋内競技場5面

(改正前)

競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース (1週の周長が少なくとも10km以上であり、 10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	

基 準 の 主 な 内 容

1 競技場は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ①屋外競走路の周長 | 500m、400m、333.33m、285.714mおよび250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。 |
| ②競走路の構造 | 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。 |
| ③安全地帯 | 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて最小幅員3.5mの安全地帯を設ける。ここには危険な障害物を一切置いてはならない。 |
| ④コーナー及びバンク | 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部及びこれらの直線部と曲線部を結ぶ緩和曲線を有する。 |
| ⑤直線部 | 通常6°～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。 |
| ⑥胸壁又は金網柵 | 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って85～100cmの高さの胸壁又は金網柵を設ける。 |
| ⑦競走路の標示線 | 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。 |
| ⑧補助走路 | インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ・クーリングダウンのための補助走路を設ける。 |
| ⑨インフィールド | 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。 |

〔(公財)日本自転車競技連盟「自転車競技場及び施設に関する基準要項」から抜粋〕

2 ロードレースコースは、次のとおりとする。

- 競技大会の特性を考慮し、町から町への片道コース、大きく1周して戻るコース、環状コースを複数回周回するコース、P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する。
- 登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の危険箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。
- 幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。
- 1日ロードレースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。
- 随行車両がフィニッシュラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。
- 国民体育大会のロードレースコースは、1周20km～30kmの周回コースであることを原則とする。

〔(公財)日本自転車競技連盟「ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。

(先催県の事例)

(改正後)

競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース (1週の周長が少なくとも10km以上であり、 10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	

基 準 の 主 な 内 容

1 競技場は次のとおりとする。

- ①屋外競走路の周長 500m、400m、333.33m、285.714mおよび250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。
- ②競走路の構造 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。
- ③安全地帯 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて最小幅員3.5mの安全地帯を設ける。ここには危険な障害物を一切置いてはならない。
- ④コーナー及びバンク 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部及びこれらの直線部と曲線部を結ぶ緩和曲線を有する。
- ⑤直線部 通常6°～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。
- ⑥胸壁又は金網柵 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って85～100cmの高さの胸壁又は金網柵を設ける。
- ⑦競走路の標示線 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。
- ⑧補助走路 インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ・クーリングダウンのための補助走路を設ける。
- ⑨インフィールド 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。

〔(公財)日本自転車競技連盟「自転車競技場及び施設に関する基準要項」から抜粋〕

2 ロードレースコースは、次のとおりとする。

- 競技大会の特性を考慮し、町から町への片道コース、大きく1周して戻るコース、環状コースを複数回周回するコース、P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する。
- 登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の危険箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。
- 幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。
- 1日ロードレースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。
- 随行車両がフィニッシュラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。
- 国民体育大会のロードレースコースは、1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。

〔(公財)日本自転車競技連盟「ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。

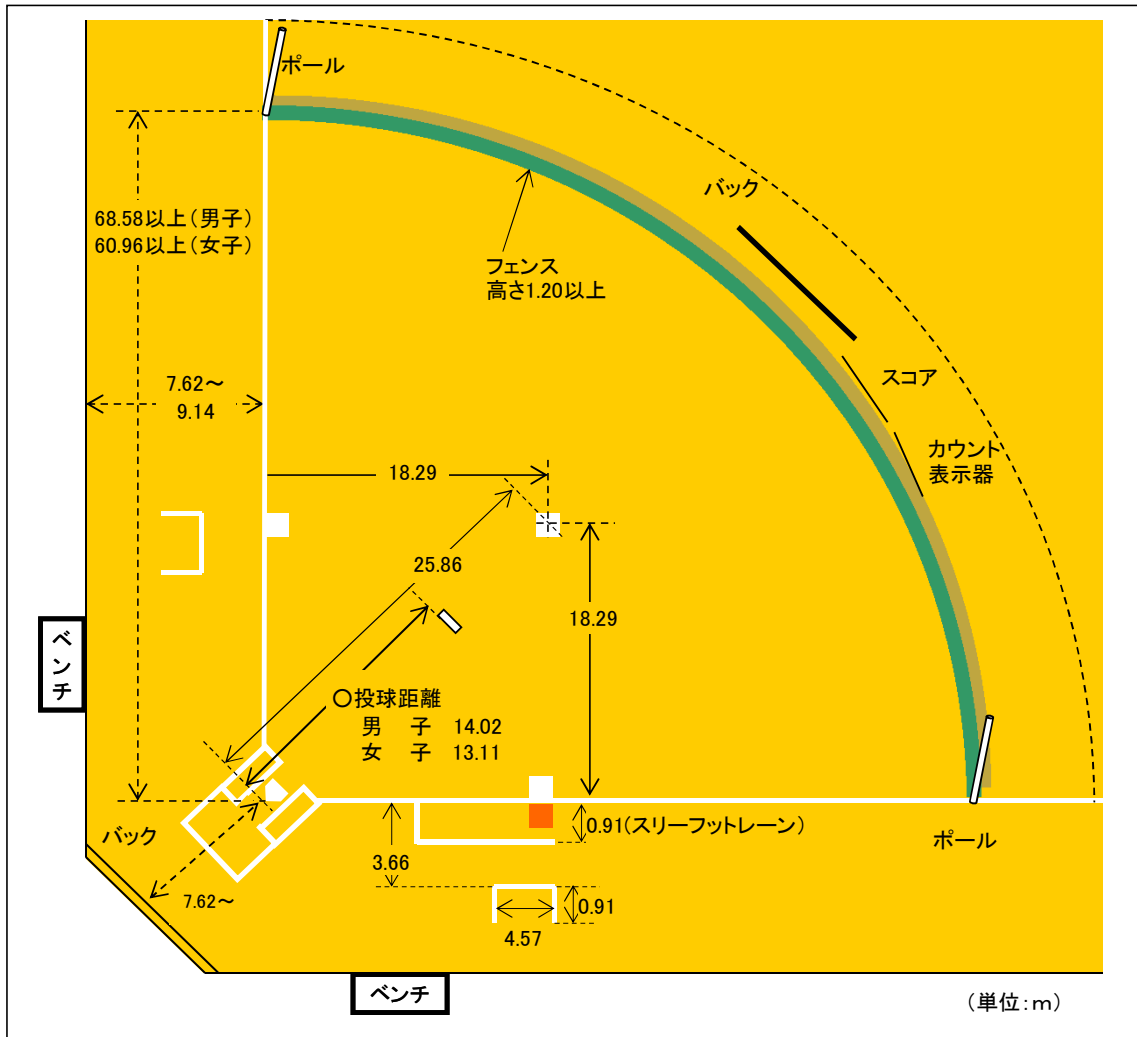
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	ソフトボール	競技番号	23
基準	規定の競技場8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



- 競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。
- フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。
- ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。

〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- 国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、男子76.20m以上、女子67.06m以上が望ましい。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
- 競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。

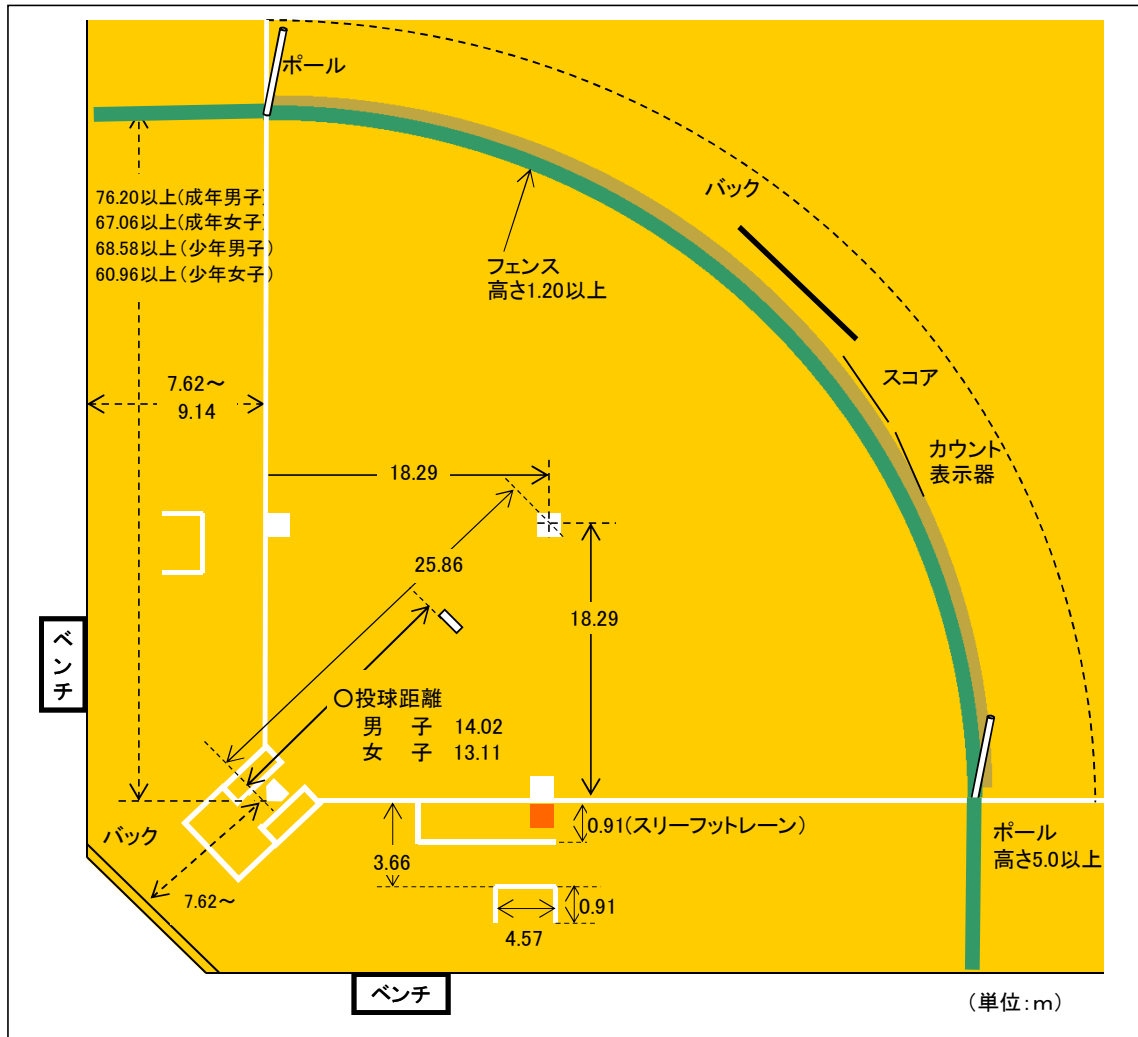
(先催県の事例)

(改正後)

競技名	ソフトボール	競技番号	23
基準	規定の競技場8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



- 競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。
- フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、少年男子68.58m以上、少年女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。
- ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。

〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- 国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、成年男子76.20m以上、成年女子67.06m以上が望ましい。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
- 競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。

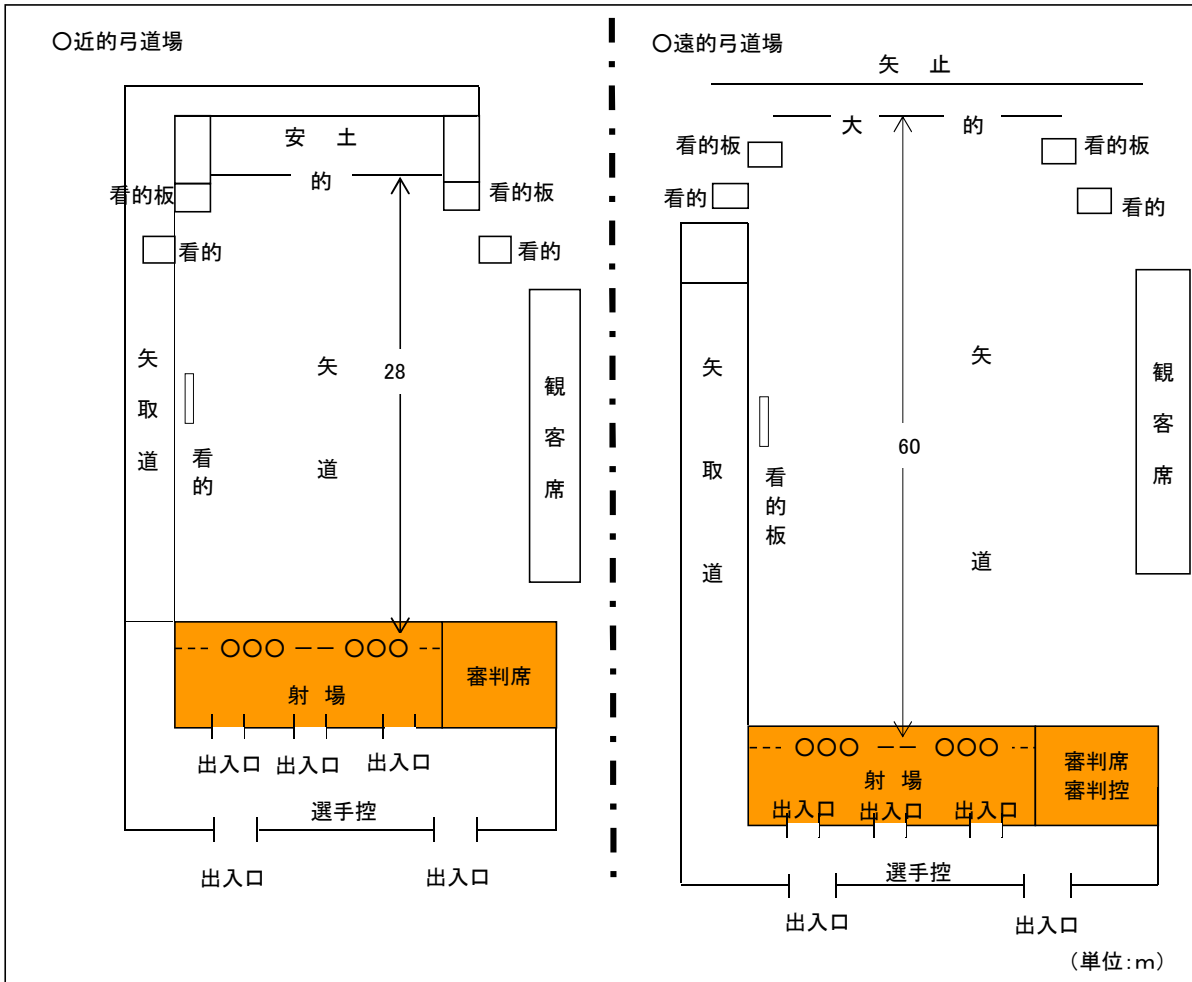
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	弓道	競技番号	25
基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	

基準の主な内容

弓道場は、次のとおりとする。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は130cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。

〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 近的射場と遠的射場は、隣接が望ましい。
- 矢取道は、屋根があることが望ましい。矢道は、芝が望ましい。
- 練習射場を必要とする。
- 観客席正面にも看的板(3射場分)を設置することが望ましい。

【近的の場合】

- 射場は10人立以上が望ましい。

【遠的の場合】

- 射場は3人立2射場で、射場の間隔は130cm以上とする。
- 大的の上まで屋根があることが望ましい。

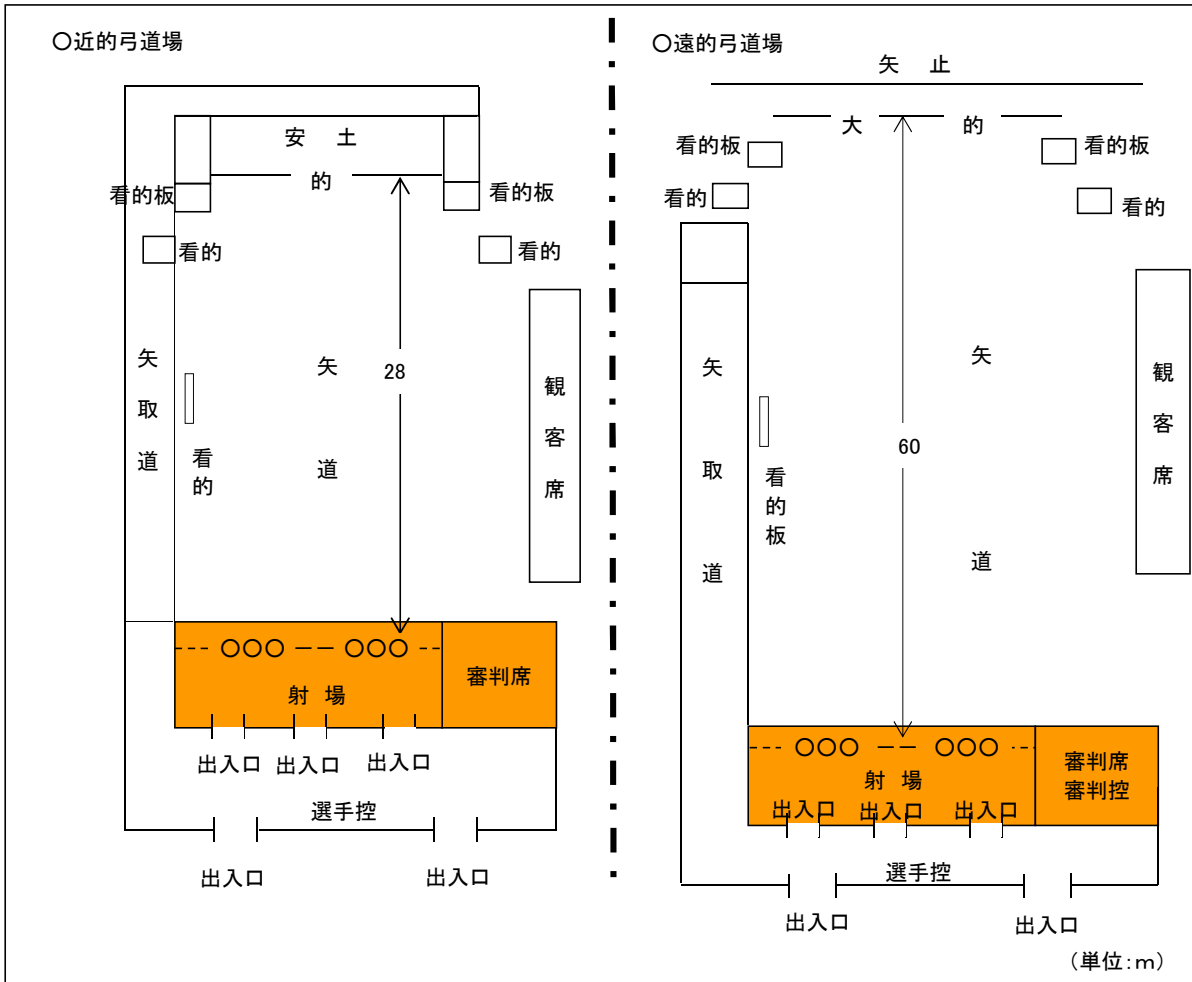
(先催県の事例)

(改正後)

競技名	弓 道	競技番号	25
基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	

基準の主な内容

弓道場は、次のとおりとする。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。

〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 近的射場と遠的射場は、隣接が望ましい。
- 矢取道は、屋根があることが望ましい。矢道は、芝が望ましい。
- 練習射場を必要とする。
- 観客席正面にも看的板(3射場分)を設置することが望ましい。

【近的の場合】

- 射場は10人立以上が望ましい。

【遠的の場合】

- 射場は3人立2射場で、射場の間隔は160cm以上とする。
- 大的上まで屋根があることが望ましい。

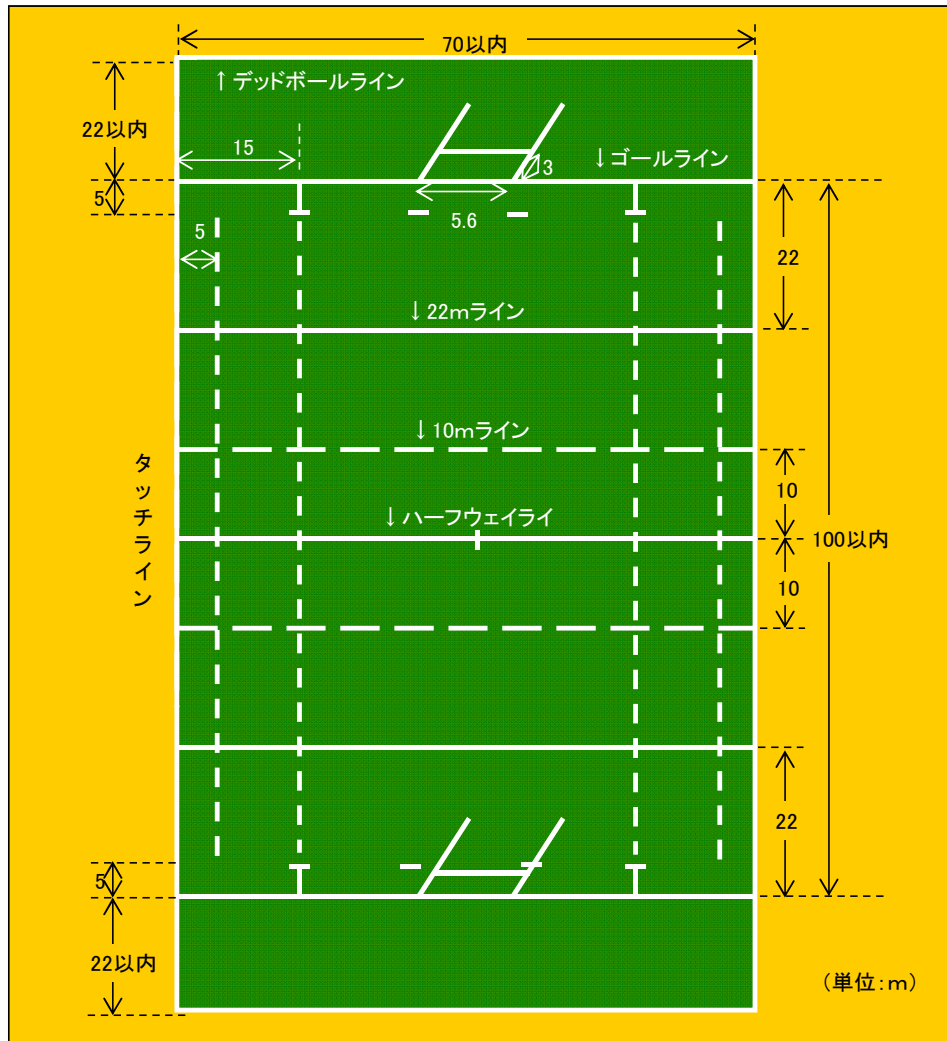
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
基準	規定の競技場3面 (うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- フィールドオブプレーは、長さ100mを越えず、幅70mを越えない。
- 両インゴールとも、長さ22m、幅70mを越えない。
- ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。

〔(公財)日本ラグビーフットボール協会「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 2会場地に分かれる場合は、成年男子と少年男子を単位とする。その際、少年男子は規定の競技場2面が確保できる。
- コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。
- すべての競技場は芝生とし、ゴールポストが設置可能とする。

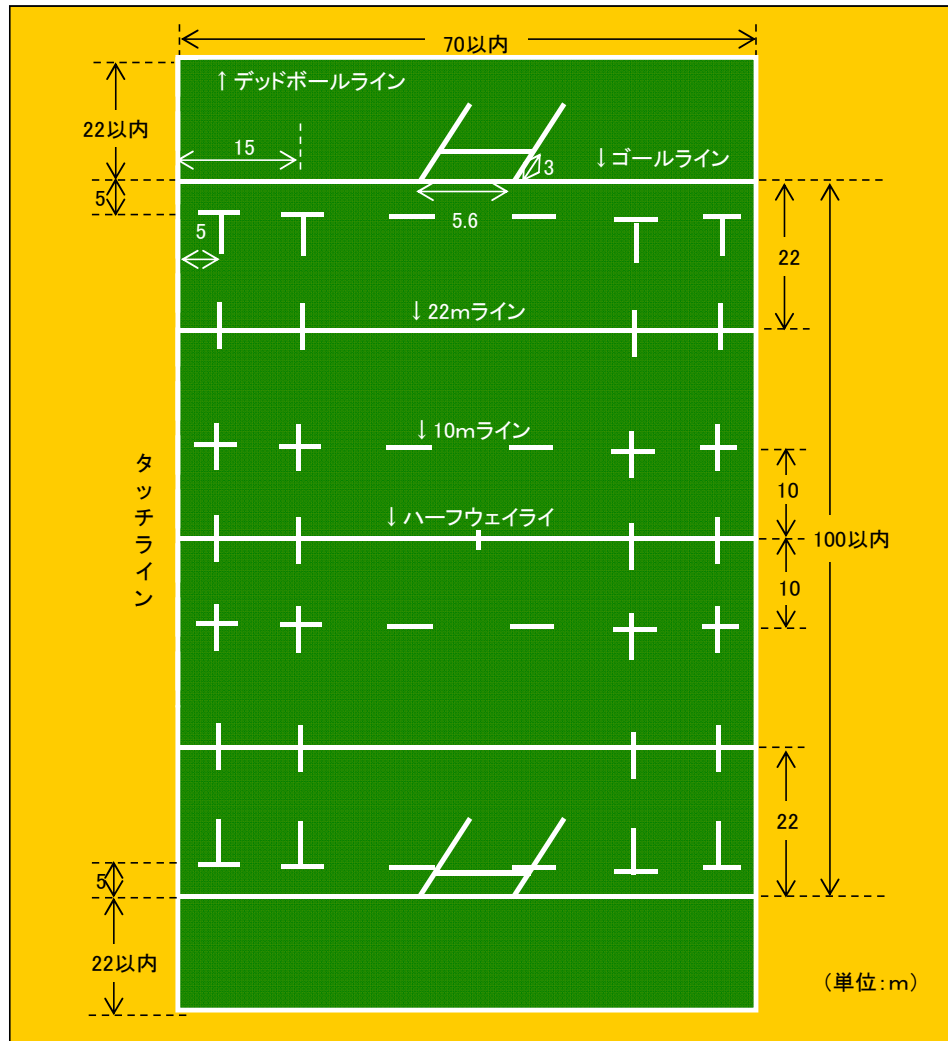
(先催県の事例)

(改正後)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
基準	規定の競技場3面 (うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- フィールドオブプレーは、長さ100mを越えず、幅70mを越えない。
- 両インゴールとも、長さ22m、幅70mを越えない。
- ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。

〔(公財)日本ラグビーフットボール協会「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 2会場地に分かれる場合は、成年男子と少年男子を単位とする。その際、少年男子は規定の競技場2面が確保できる。
- コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。
- すべての競技場は芝生とし、ゴールポストが設置可能とする。

(先催県の事例)

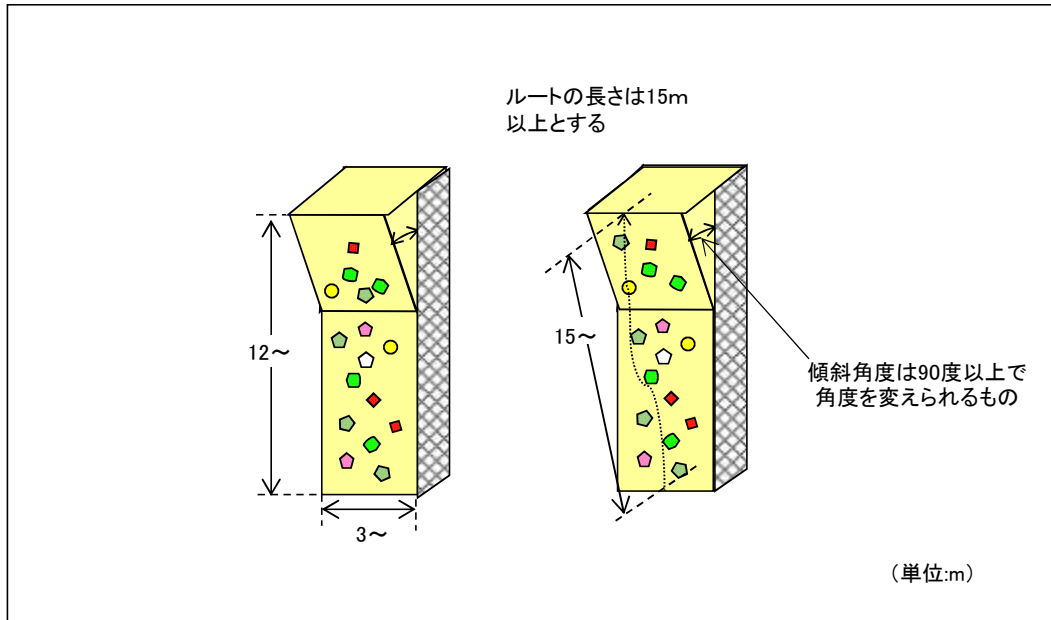
基準	(公社)日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	-----------------------------------	----	---

基準の主な内容

競技場は、基本的には次のとおりとする。

1 リード競技

- (1) ウォールは以下の仕様による。
- ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。
 - ② ウォールの幅は、3m以上とする。
 - ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
 - ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
 - ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
 - ⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑧ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
- ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。
また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。
- (6) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	--	----	---

基準の主な内容

競技場は、基本的には次のとおりとする。

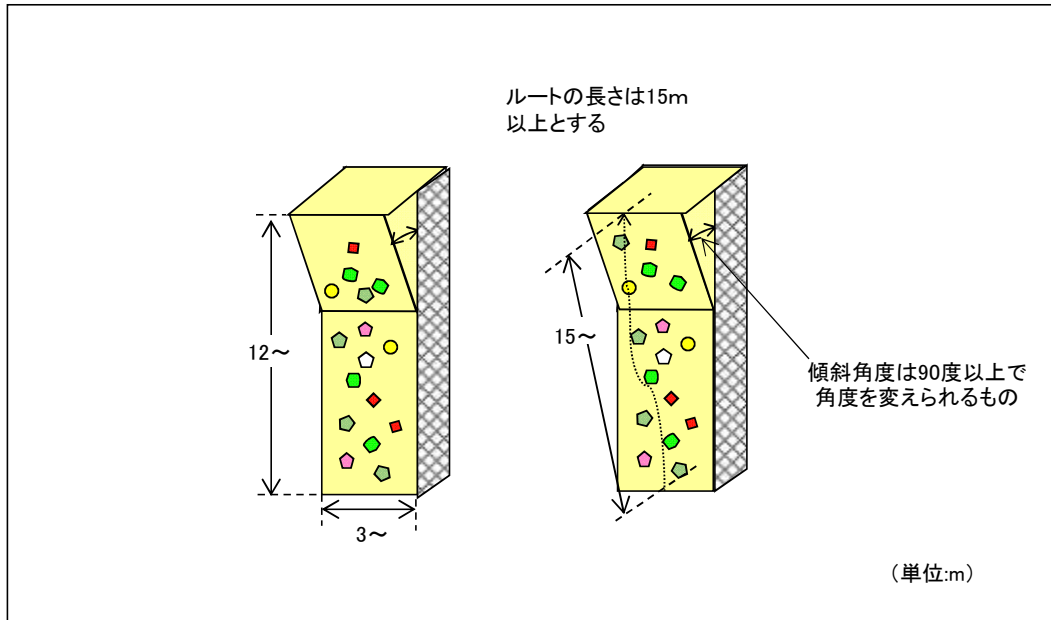
1 リード競技

(1) ウォールは以下の仕様による。

- ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。
- ② ウォールの幅は、3m以上とする。
- ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
- ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
- ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
- ⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
- ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
- ⑧ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。

(2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。

- ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。
また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
- ② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。
- (6) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



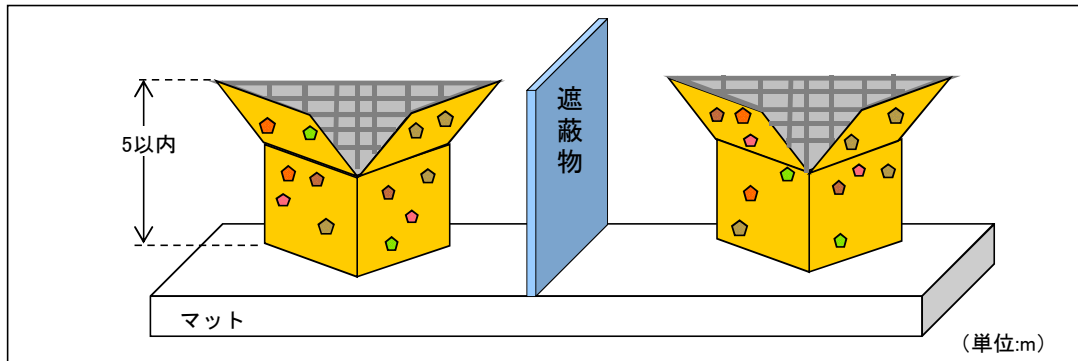
競技名	山 岳 (その2)	競技番号	29
-----	-----------	------	----

基準	(公社)日本山岳協会が適当と認める リード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m 以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	---------------------------------------	----	---

基 準 の 主 な 内 容

2 ボルダリング競技

- (1) ウォールは、以下の仕様による。
- ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
 - ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
 - ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
 - ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
 - ⑤ ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
 - ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。
 - ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
 - ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
 - ⑨ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑩ 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。
 - ⑫ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
- ① アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。
- (6) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。
- (7) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



〔(公社)日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。
- ボルダリング競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい。

(先催県の事例)

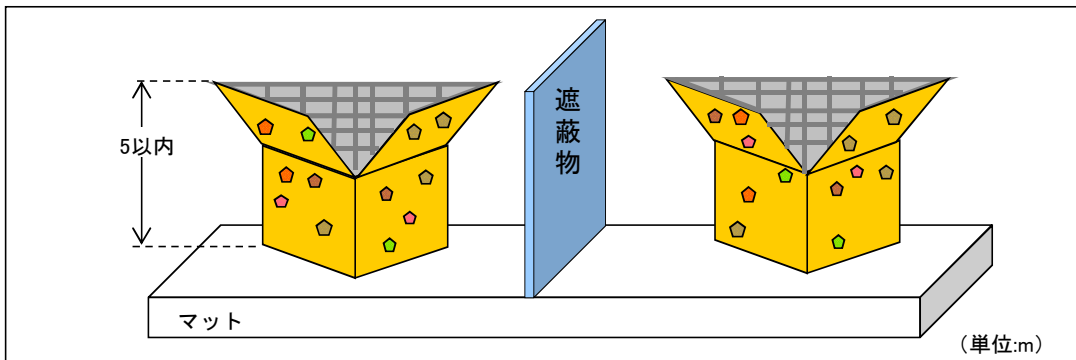
競技名	スポーツクライミング (その2)	競技番号	29
-----	------------------	------	----

基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	--	----	---

基準の主な内容

2 ボルダリング競技

- (1) ウォールは、以下の仕様による。
 - ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
 - ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
 - ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
 - ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
 - ⑤ ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
 - ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。
 - ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
 - ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
 - ⑨ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑩ 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。
 - ⑫ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
 - ① アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。
- (6) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。
- (7) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



〔(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。
- ボルダリング競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい。

(先催県の事例)

(改正前)

競技名	カヌー (その1)	競技番号	30
基準	1 カヌースプリント (公社)日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい) 2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター (公社)日本カヌー連盟が適当と認める河川 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

コースは次のとおりとする。

(1)カヌースプリント

- 水路は、静水で長さ500m、9レーンとし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- レーンは、直線でなければならない。
- レーンの水深は、1.5m以上を原則とする。
- レーンの幅は、9mとする。レーン外境及び各レーン境界は浮標で標示せねばならない。
- レーン外境と岸、その他の構築物との間には10m以上の自由水域をとらなければならない。
- 決勝線の後方には、長さ50m以上の自由水域をとらねばならない。
- 発艇線と決勝線は、コースと直角とする。
- 200mの発艇は、自動発艇装置とする。
- 500mもできるかぎりこれに準ずる。

(2)カヌースラローム

- 水路は、全般にわたり漕航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コースの距離は250m以上400m以内で、自然または人工的な障害物でつくるものとする。
- ゲートは25及び15ゲートとし、内6～7ゲートはアップストリームゲートとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

(3)カヌーワイルドウォーター

- 水路全般にわたり漕航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コース全長1,500mを原則とし、コースは全長を通じて常に河底に接触しないで通過できるものでなければならない。また、いくつかの自然及び人工の障害物があり、部分的に数カ所以上の瀬があること。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」「国民体育大会特別規則」から抜粋〕

(改正後)

競技名	カヌー (その1)	競技番号	30
基準	1 カヌースプリント (公社)日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい) 2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター (公社)日本カヌー連盟が適当と認める河川 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

コースは次のとおりとする。

(1)カヌースプリント

- 水路は、静水で長さ500m、9レーンとし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- レーンは、直線でなければならない。
- レーンの水深は、1.5m以上を原則とする。
- レーンの幅は、9mとする。レーン外境及び各レーン境界は浮標で標示せねばならない。
- レーン外境と岸、その他の構築物との間には10m以上の自由水域をとらなければならない。
- 決勝線の後方には、長さ50m以上の自由水域をとらねばならない。
- 発艇線と決勝線は、コースと直角とする。
- 200mの発艇は、自動発艇装置とする。
- 500mもできるかぎりこれに準ずる。

(2)カヌースラローム

- 水路は、全般にわたり漕航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コースの距離は200m以上400m以内で、自然または人工的な障害物でつくるものとする。
- ゲートは25及び15ゲートとし、内6～7ゲートはアップストリームゲートとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

(3)カヌーワイルドウォーター

- 水路全般にわたり漕航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コース全長1,500mを原則とし、コースは全長を通じて常に河底に接触しないで通過できるものでなければならない。また、いくつかの自然及び人工の障害物があり、部分的に数カ所以上の瀬があること。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」「国民体育大会特別規則」から抜粋〕

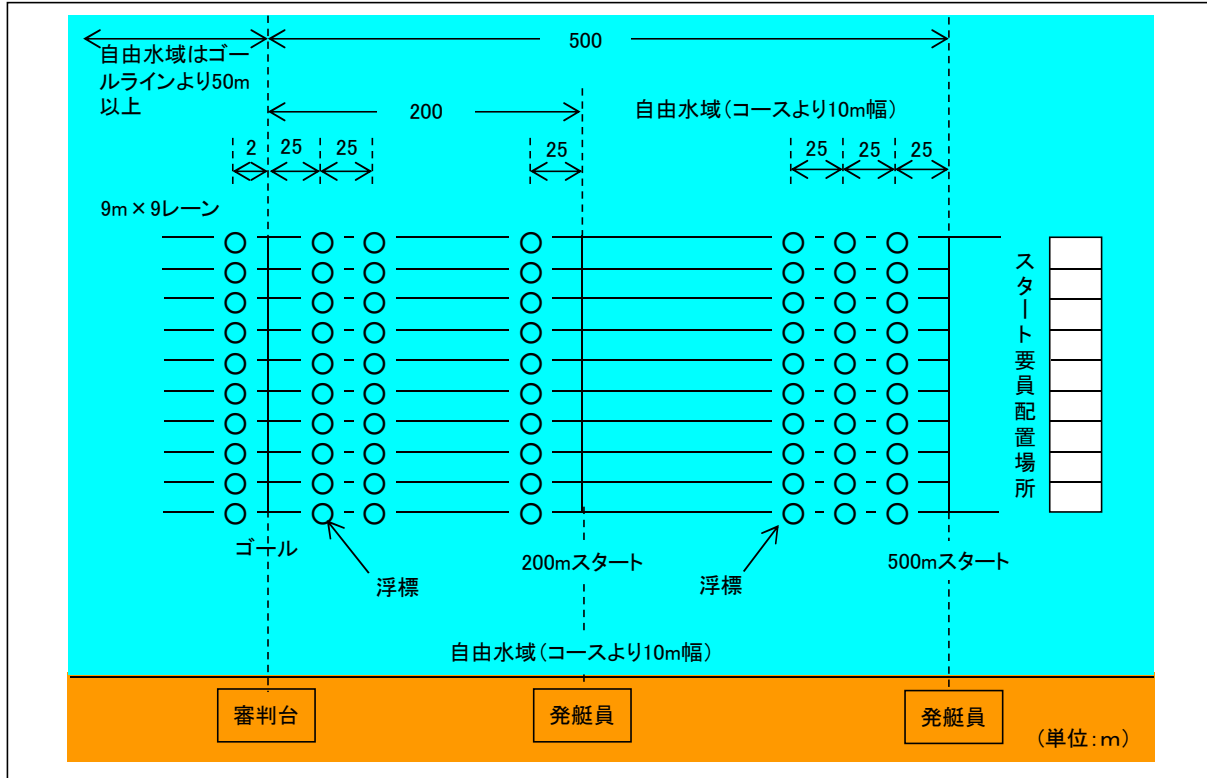
(改正前)

競技名 カヌー (その2)

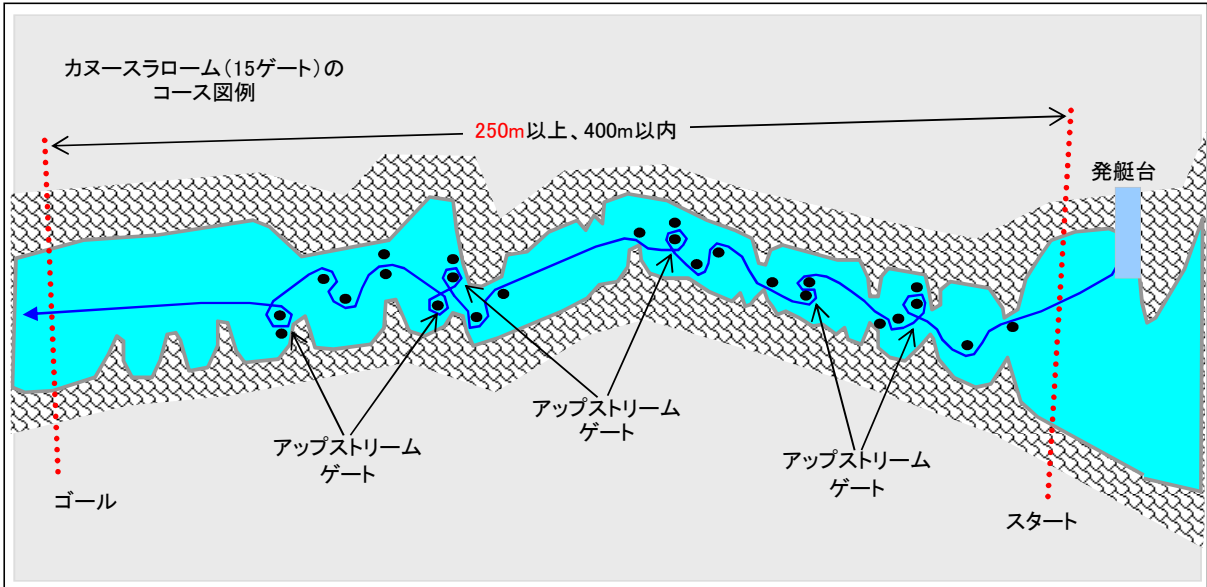
競技番号 30

基準の主な内容

(1)カヌースプリント



(2)カヌースラローム



(3)カヌーワイルドウォーター
○スラローム会場との共有が可能である。

(配慮すべき事項)
○コースの設定では、環境面に配慮することやゲートなどのコース器具の設置ができること。

(先催県の事例)

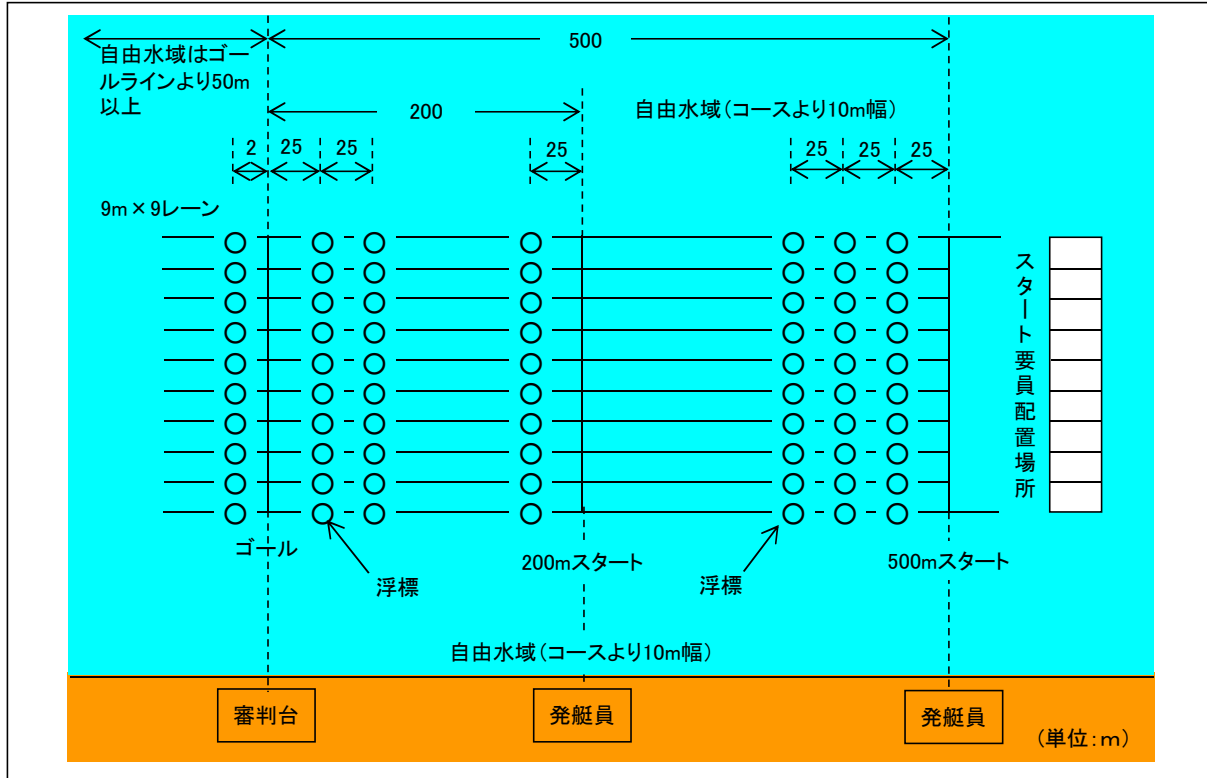
(改正後)

競技名 カヌー (その2)

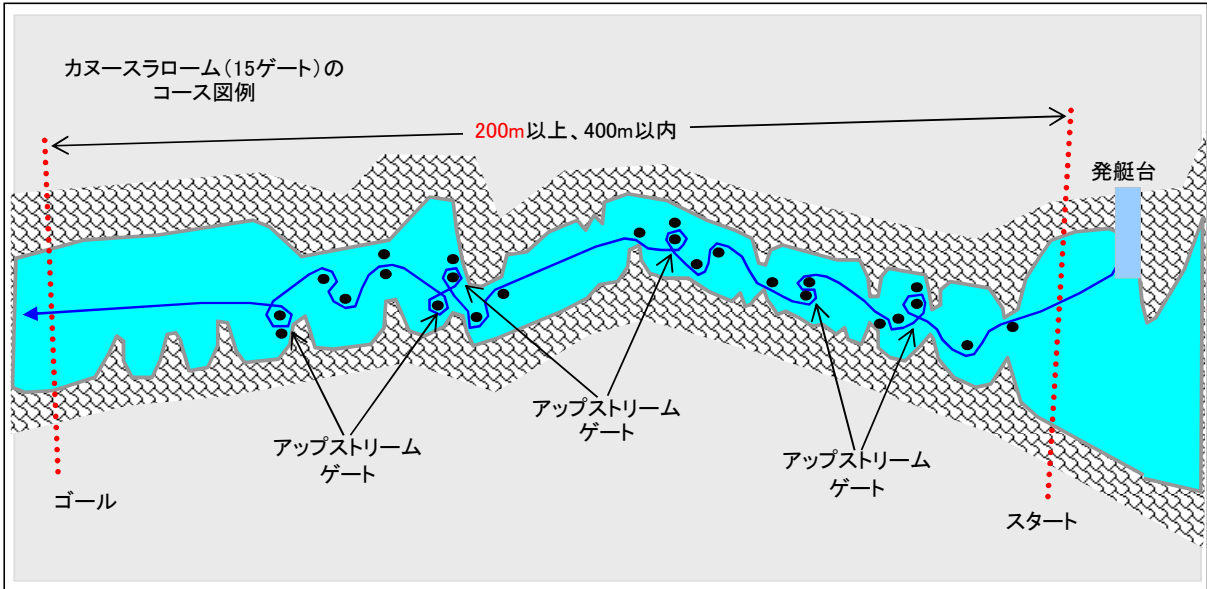
競技番号 30

基準の主な内容

(1)カヌースプリント



(2)カヌースラローム



(3)カヌーワイルドウォーター
○スラローム会場との共有が可能である。

(配慮すべき事項)
○コースの設定では、環境面に配慮することやゲートなどのコース器具の設置ができること。

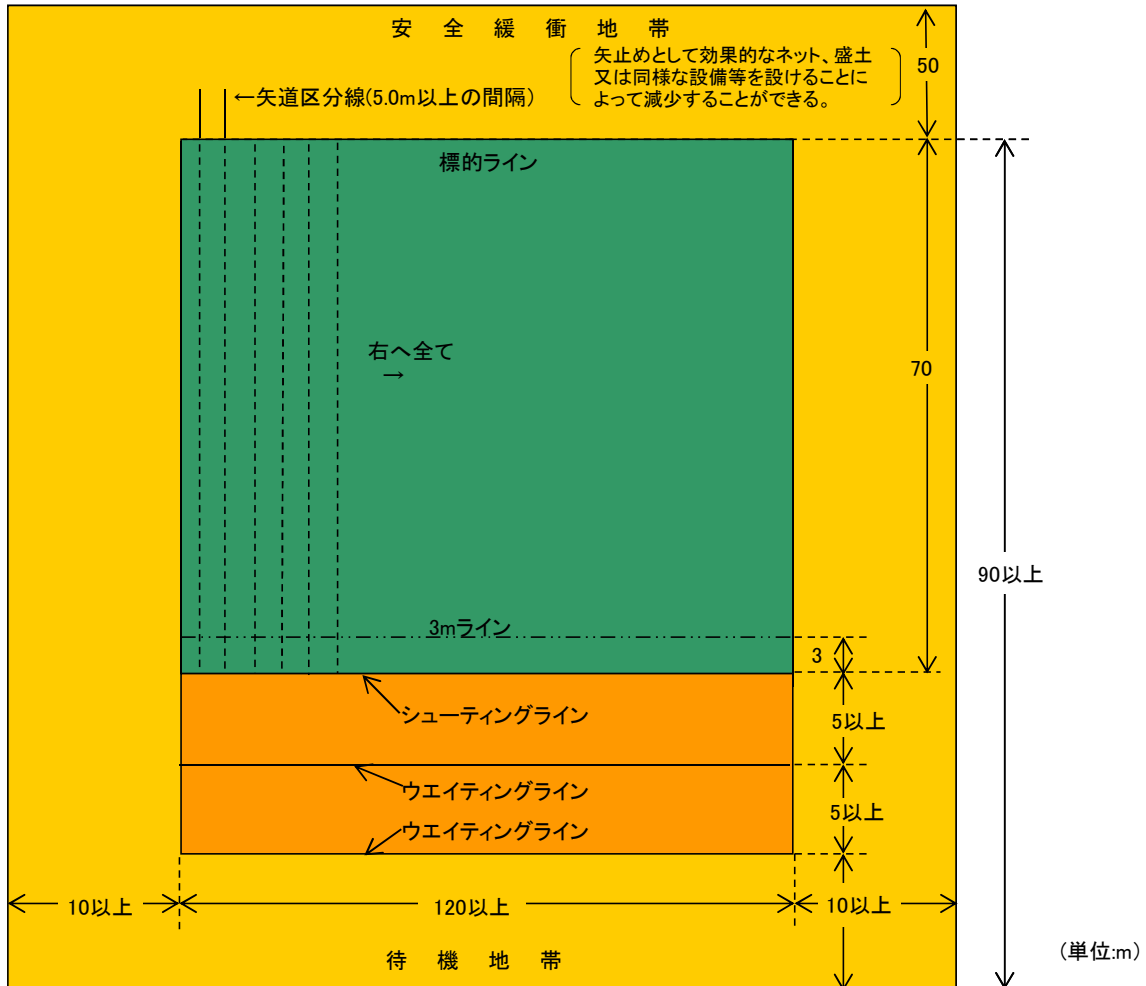
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	アーチェリー	競技番号	31
基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- ウエイティングラインは、シューティングラインの5m以上後方の位置に設ける。
- 一般の人が近付ける場所では、競技場の周囲に適当な柵を設けて、観客が競技場内に立ち入らないようにする。この柵は、最外側シューティングラインの端から10m以上離れた位置とする。また、この柵はウエイティングラインから後方に少なくとも10m以上の位置とし、標的の後方は、一般の人が標的の後方50m以内を通過しないようにする。
- 安全確保で設ける防御策等の矢止めの高さは、標的の上わずかに外れた矢を止めるに十分な高さでなければならない。

〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。
- 本会場と練習会場は隣接していることが望ましい。
- 観客等への安全対策の配慮がなされていること。

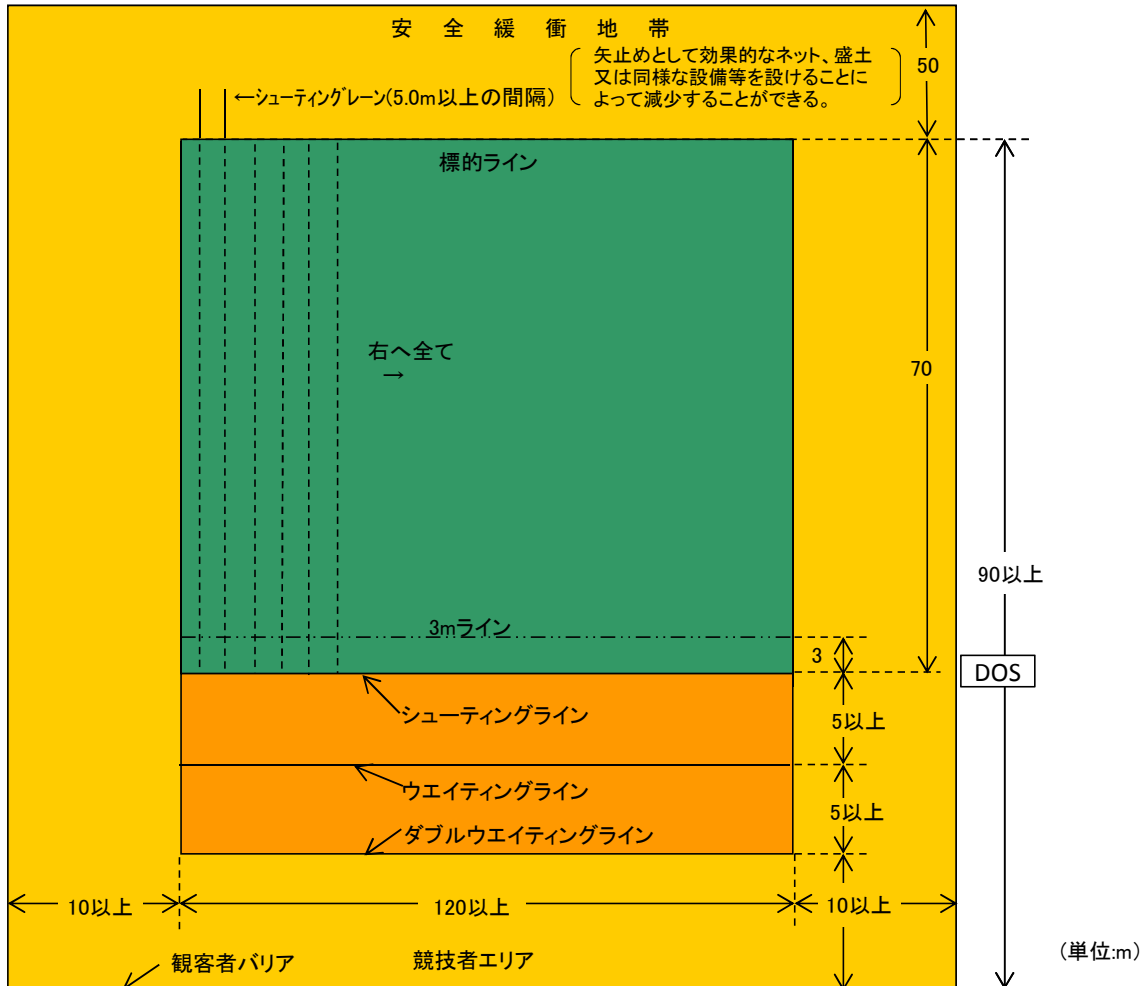
(先催県の事例)

(改正後)

競技名	アーチェリー	競技番号	31
基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- ウエイティングラインは、シューティングラインの5m以上後方の位置に設ける。
- 団体戦ではシューティングラインの手前1mに明瞭なラインを設置する。
- 一般の人が近付ける場所では、競技場の周囲に適当な柵を設けて、観客が競技場内に立ち入らないようにする。この柵は、最外側シューティングラインの端から10m以上離れた位置とする。また、この柵はウエイティングラインから後方に少なくとも10m以上の位置とし、標的の後方は、一般の人が標的の後方50m以内を通過しないようにする。
- 安全確保で設ける防御策等の矢止めの高さは、標的面上わずかに外れた矢を止めるに十分な高さでなければならない。

〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。
- オリンピックラウンドおよびコンパウンドマッチラウンドでは、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの間、競技が進行している間に競技者が練習できるように、競技会場の近くに練習会場を併設する。
- 観客等への安全対策の配慮がなされていること。

(先催県の事例)

(改正前)

競技名	トライアスロン	競技番号	37
基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	
基準の主な内容			
<p>○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。</p>			
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none">○選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。○競技の特殊性から選手の健康管理、安全対策に随時対応ができる態勢が図られていること。○競技運営上、周回コースが望ましい。			
<p>(先催県の事例)</p>			

(改正後)

競技名	トライアスロン	競技番号	37
-----	---------	------	----

基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	スプリントディスタンス(スイム0.75km、バイク20km、ラン5km)でも可能とする。
----	---------------------------------	----	--

基準の主な内容

○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。

(配慮すべき事項)

- 選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。
- 競技の特殊性から選手の健康管理、安全対策に随時対応ができる態勢が図られていること。
- 競技運営上、周回コースが望ましい。

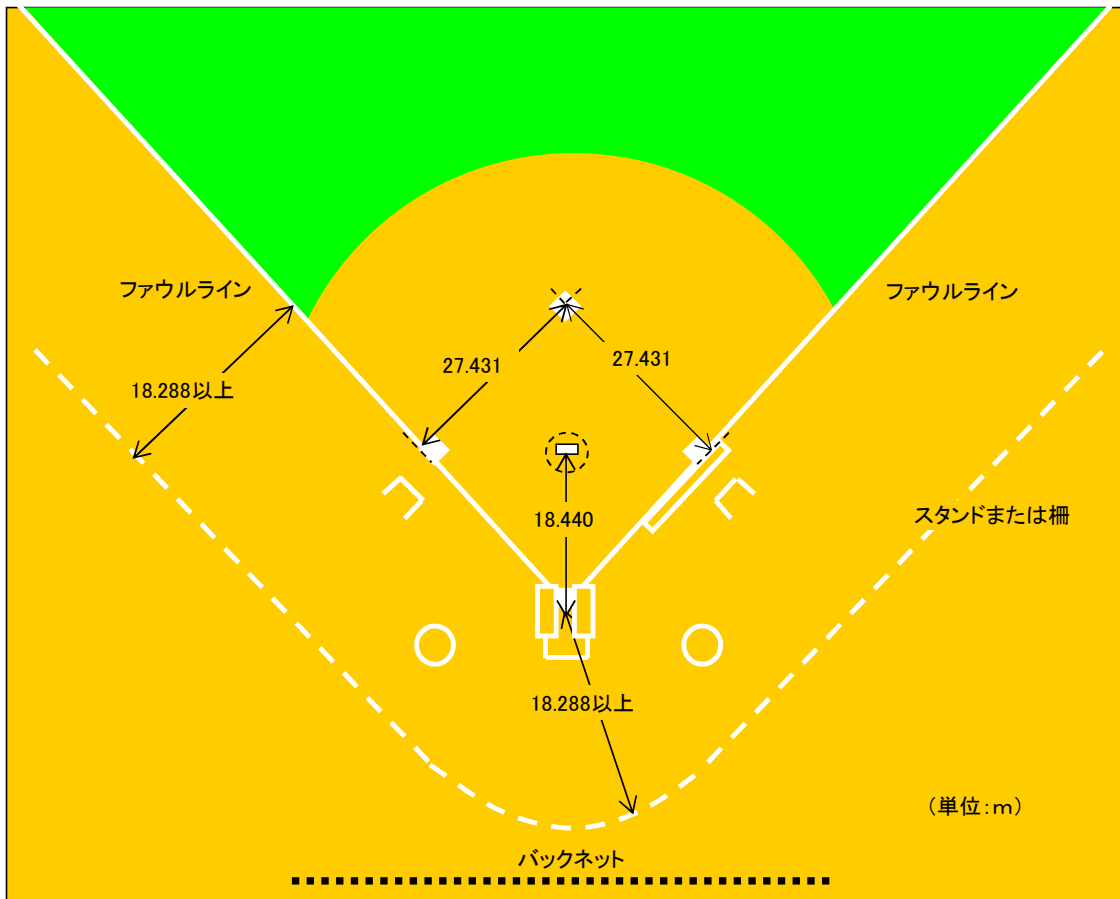
(先催県の事例)

(改正前)

競技名	高等学校野球(硬式、軟式)	競技番号	38
基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地以上に分かれていてもよい。

基準の主な内容

野球場は、次のとおりとする。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。

○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。

[日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋]

(配慮すべき事項)

- 観客席のある野球専用球場とし、最大3会場地とする。
- ナイター照明があることが望ましい。
- フェンス等はラバーを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

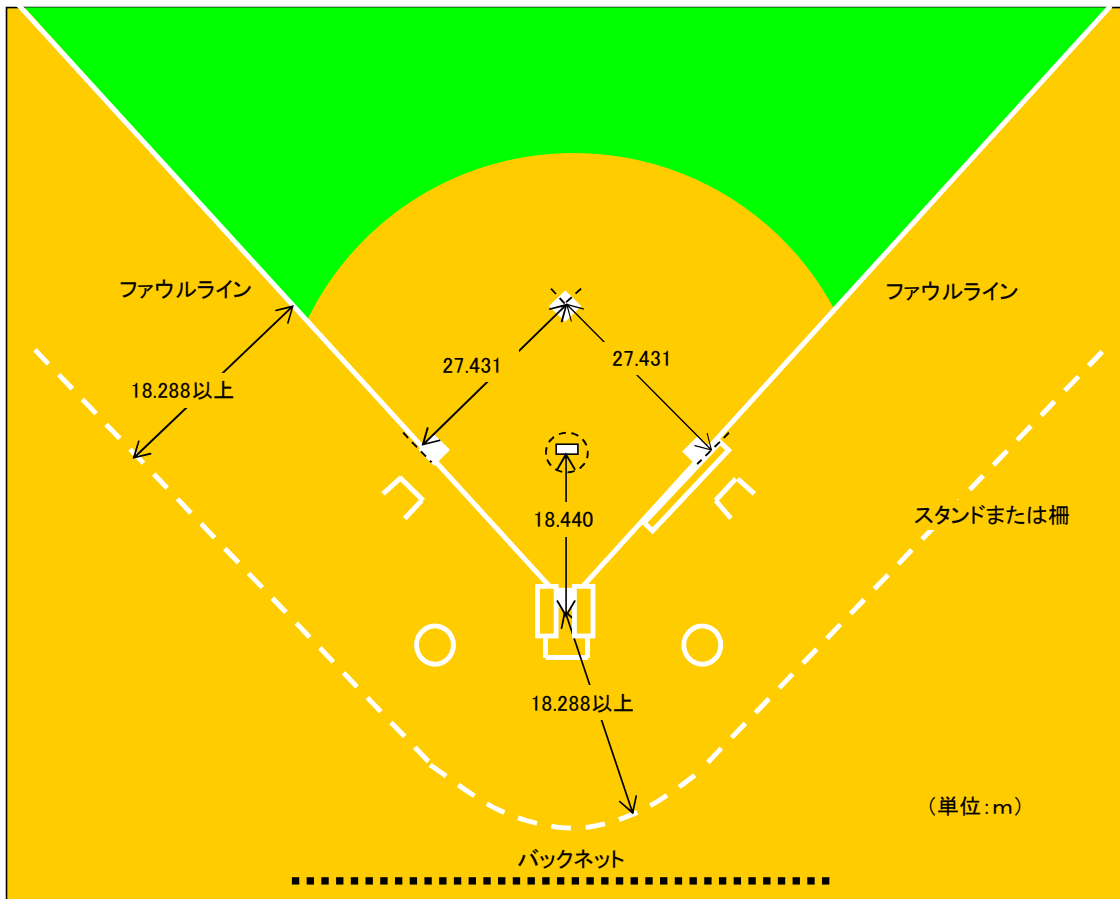
- 規定の野球場3面⇒硬式1面、軟式1面

(改正後)

競技名	高等学校野球(硬式、軟式)	競技番号	38
基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地に分かれていてもよい。

基準の主な内容

野球場は、次のとおりとする。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。

○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。

[日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋]

(配慮すべき事項)

- 観客席のある野球専用球場とし、最大3会場地とする。
- ナイター照明があることが望ましい。
- フェンス等はラバーを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

- 規定の野球場3面⇒硬式1面、軟式1面